

資 料

教員養成所別年度別学校数・教員数・生徒数（明治7～18年）

年次	学校数		教員数		生徒数		公立		計								
	公立		私立		公立		私立										
	男	女	男	女	男	女	男	女									
明治7年	7	46	53	57	0	57	235	0	292	588	0	588	4,410	74	4,484	5,702	
8	8	82	90	56	5	51	527	0	588	785	74	859	6,894	33	6,927	7,696	
	(1)	(1)	(1)	(1)													
9	9	95	104	81	6	87	637	13	656	737	163	819	7,608	300	7,908	8,972	
	(1)	(1)	(3)	(3)													
10	6	92	98	59	9	88	732	15	747	815	347	824	6,922	380	7,302	8,126	
	(1)	(5)	(1)	(5)													
11	3	101	104	33	9	42	704	24	728	770	360	500	6,841	617	7,458	7,964	
	(1)	(11)	(1)	(11)													
12	2	87	89	26	7	33	618	42	660	695	69	731	200	5,873	653	6,526	6,726
	(1)	(14)	(1)	(14)													
13	2	74	76	32	11	43	571	61	632	675	83	716	1,094	4,617	5,822	5,199	5,398
	(1)	(12)	(1)	(12)													
14	2	68	70	28	9	37	506	45	551	589	188	294	4,404	520	4,924	5,218	
	(1)	(9)	(1)	(9)													
15	2	76	78	30	9	39	569	46	615	654	185	293	5,144	616	5,760	6,053	
	(1)	(11)	(1)	(11)													
16	2	78	80	36	10	46	599	43	642	688	101	264	5,601	704	6,305	6,569	
	(1)	(13)	(1)	(13)													
17	2	63	65	36	8	44	625	45	670	714	156	93	249	6,219	802	7,021	7,270
	(1)	(15)	(1)	(15)													
18	1	56	57	30	10	40	653	48	701	741	200	87	287	6,559	918	7,477	7,764
	(5)	(5)	(5)	(5)													

(注) 1. 「文部省第三年報」～「文部省第十三年報」から作成。2. 明治14年までは、東京師範学校中学校師範科と独立の学校と考えている。3. ()内数字は女子独立校を示す。*印は臨時設置校を示す。

国立師範学校設立一覧

学校名	設立	閉校	在籍年数	教員	生徒数	入学生徒
東京師範学校	明治5年5月	明治5年9月	未定	1	114	54
大阪師範学校	6. 8	6. 12	2	10	100	25
京都師範学校	6. 8	6. 11	2	6	100	46
愛知師範学校	7. 2	7. 7	2	6	100	120
広島師範学校	7. 2	7. 5	2	10	100	102
福岡師範学校	7. 2	7. 7	2	8	100	37
新潟師範学校	7. 2	7. 7	2	6	40	31
東京女子師範学校	7. 3	8. 11	5	7	100	74

(注) 1. 「文部省第一～三年報」～「明治六十年」～「文部省第十年」(明治7年)から作成。2. *印は明治7年の教員数。

表2 年次別・大学区別教員養成所別設立期別数

年次	大学区							計
	I	II	III	IV	V	VI	VII	
明治6年	3	3	1	0	0	2	2	11
7	7	3	8	7	6	1	1	33
8	0	3	2	1	1	2	2	11
9	0	0	1	0	2	2	3	8
計	10	9	12	8	9	7	8	63

(「文部省第一～四年報」から作成。)

年次別・修業年限別公立教員養成機関数(明治9-17年)

修業年限	明治9年	10	11	12	13	14	15	16	17
6年	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)				
5年	1	1	4	3	4	1(1)	4(1)	1	3(2)
4年	2(1)	4(1)	8(2)	7(3)	11(6)	13(6)	13(6)	11(7)	8(3)
3年	2(2)	2(2)	5(2)	11(8)	14(9)	15(11)	4(2)	1	3
2年	29(18)	40(23)	50(31)	42(26)	33(21)	24(14)	5(4)	1	
1年	3(1)	3(2)	8(1)	4	2(1)	2	2(1)	2	1
1年	18(4)	17(3)	13(1)	8	6(1)	3	7	10	1
9か月~6か月	7	6	14	2	3	1	2		
6か月	16(3)	20(1)	7	3	3	2			
5か月~1か月	19(2)	6	6	6	2			2	
不定・不明	40(5)	19(5)	3	3	1	1(1)	1(1)	2(1)	1(1)
計	138(97)	113(38)	119(38)	90(38)	82(40)	68(40)	77(40)	75(45)	65(46)

(注) 1. 各年度「文部省告示」から作成。明治9、10年は「府県学事年報」により、その他は原則として「師範学校一覽表」による。明治14年度は「明治十四年学校施設調査報告書(師範部一覽表) (文部省発行)」から作成。
 2. 1校に複数の課程を併置している場合は、それぞれの課程を1校とした。3.()内数字は府県の中心校数。
 4. 明治9年度末現在、10年度現職者は「不定・不明」に算入した。

東京師範学校の改革

師範学校の学科目と通算授業時間数

学科目	通算授業時間数		
	初等	中等	高等
修身	8	17	25
国文	13	28	48
算術	8	15	17
地理	9	20	26
歴史	2	4	8
外国語	—	5	11
衛生	—	6	10
博物	—	2	6
植物	—	4	4
動物	—	4	4
石	—	2	5
理学	2	4	4
化学	—	2	4
代数学	—	2	4
幾何学	—	—	—
算術	—	—	—
英語	—	2	3
音楽	—	—	—
美術	—	—	—
体育	—	—	—
教育心理学	8	8	12
教育法	6	15	18
教育地誌	—	—	—
教育心理学	—	—	—
計	56	140	224

(師範学校教員養成機関の「各年度通算授業時間数」表から作成。)

本科第一部(男子)の各科目および毎週教授時数

	明治40年の規程						大正14年の改正					
	予備科	本科第一部(男子)				合 計	本科第一部(男子)					計
		一年	二年	三年	四年		一年	二年	三年	四年	五年	
身 育	2	2	1	1	1	7	1	1	2	2	2	8
教 育			2	4	3	9			2	3	5	10
國 語 及 漢 文	10	6	4	3	2	25	6	6	4	5	5	26
英 語		3	3	3	2	11	5	3	3	3	3	17
歴 史		2	2	2	2	6	2	2	3	3	2	8
地 理		2	2	1	1	5	2	2	3	3	2	8
数 学	6	4	3	3	2	18	4	4	4	3	3	18
博 物 学		3	2	1	1	6	2	2	2	1	1	7
物 理 及 化 学			2	3	4	9		3	3	3	3	12
法 制 及 経 済					2	2				2	2	4
習 字	3	2	1	1	1	7	2	1	1			4
図 工	2	3	3	3	3	12	3	3	2	2	2	12
手 工												
音 楽	2	2	2	2	1	9	2	2	1	1	1	7
体 操	6	5	5	5	3	24	5	5	5	4	4	23
農 業 又 ハ 商 業			2	2	2	6			2	2	2	6
計	31	34	34	34	34		34	34	34	34	34	

×印 教育実習

(註) 教育実習ハ第五学年ニ於テ八週
乃至十週専ラ之ヲ課ス

寄宿舎
 なお師範教育の根本山としての高等師範学校においても、寄宿舎を中心とする教場内外の訓育が重視されたことはいうまでもない。明治十九年五月、高等師範学校に対する文部省訓令にも、「教場内外一切ノ事業ヲ以テ品質鍛錬ノ資ニ供シ就中寄宿舎及ヒ体操ニ係ルモノヲ以テ教場外最重要ノ事業トシテ之ニ充ツヘキナリ」と指摘している。

寄宿舎は軍隊的分隊組織とし、学生を八個の学生小隊に分ち各隊長をおき、一小隊を二分して学生分隊とし各隊長をおき、一分隊をさらに分ちて三〜五名のグループに編制した。寄宿舎規則には、

命令及ヒ禁止等ハ決シテ非違スルヲ容ナス直チ之ヲ履行スベシ

政治時義二関スル兵隊規程或ハ金銭ヲ濫用スル他一般ノ制規ニ違フシ及ヒ静謐ヲ妨害スル等ノ所行ハ都テ之ヲ厳禁トス又非違圖画新聞紙等ハ勿論其他ノ物品ト雖モ学用品トシテ買入スルカ或ハ許可セシモノニアラザレバ校内ニ於テ携持又ハ購読スルヲ禁ス

など生活規律を詳細に定めている。

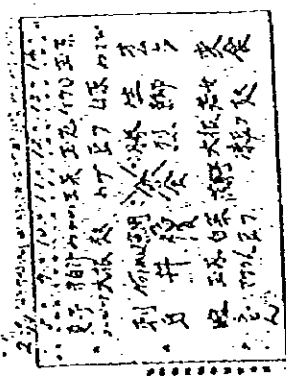
当時の寄宿舎生活を回想した次のような記事がある。

入学する前に寄宿舎に入った。兵式教練は毎日午後二時開始であつて中々厳しいので、最初はいへがむ事も出来ず、二階の食堂への昇降にも苦しみ、夜中無寝が起きて寝舎から転がり落ちる者があった。舎内は兵営風で会話を助ける人は大抵兵式担当の教官であつた。一至十人以下で各人に幅三尺の土三段に仕切つた棚が与へられ、制服、雑沓、襪等を正しく着込んで、朝の下に背篋、銅幣、靴等を順序正しく並べた。朝起きるから寝るまで、出陣歌で時間が知らされ、人氣競争は朝と夕であつた。

次に、明治十九年二月に卒業した一卒業生の寄宿舎生活についての「思い出」を示す。

私等には自分に養育費金半取書の三名入学当初より卒業まで同室に居臥致しました。而して別に苦長もなく規制などの事もありし故に生徒訓育方針として申上ぐる程の事なく唯教場により書記三名の方が舎監として交替宿直され夜夜徹夜時後（宿直時は午後十一時と規定しあり各生徒台ランプ一個つゝ前後使用しつゝありて其時は一併に消燈）に提灯にて巡視各生徒室を回つて各生徒就眠し居るや否やを檢察されたり。されども当時草木の余風去らず蚊群如様の自居殿の風を吹かし居り酒を嗜し居れども袖をまくり大袂を振り廻はし市街を遊歩し意気洋洋たるの狀態あり、其夜に備るや酒氣を帯び詩吟高唱したるもあり、話さしものは十一時後迄に睡を越えて城也町に遊びたる者あるやに聴けり。然しながら門番に嚴密なる警備ありて外出時後一分も遅滞せず遅れたる者は必ず校長に報告せざるべしと厳々なり寄宿舎は夜も之を恐怖したり。唯教場により其非行を律せざるゝのみ其他夜警若くは警備部等の助けなく生徒各自必死覚悟あらば外出時市街に出で、買入し来れり。

(東京出陣歌)



長野県師範学校寄宿舎の週間献立表
 昭和6年 2月8日 至 2月14日
 (信州大学 1917年式)

一四日	白飯	五つ	オムレツ	飯
一三日	玄米	竹白	生 鰯	石 込
一二日	金飯	五豆	筋 煎	大 豆
一一日	米飯	五あ	会 社	飯 糰 非
一〇日	米飯	わ 飯		朝 の 拍 鼓
九日	米飯	和 大	五 井	玉 子 餅
八日	月飯	コ 子	刺 身	肉 う 之 人
日				

(長野県師範学校式部)

寄宿寮における起床の時間

学年	時間	3月1日より5月末まで	6月1日より9月10日まで	11月1日より翌年2月末日まで
原門寮	起床	午前5時30分	午前5時	午前6時
原門寮	起床	午後5時30分	午後6時	午後5時
原門寮	起床	午後7時ヨリ午後9時まで	午後7時ヨリ午後9時まで	午後7時ヨリ午後9時まで
原門寮	起床	午後9時30分乃至午後10時	午後9時乃至午後9時30分	午後10時乃至午後10時30分

大正前期女子高等師範学校の教員数・生徒数の比較

年度	東京女子高等師範学校		奈良女子高等師範学校	
	教員数	生徒数	教員数	生徒数
大正1	63人	372人	36人	287人
大正2	58	398	38	291
大正3	58	418	38	275
大正4	57	428	37	265
大正5	62	407	39	257
大正6	63	405	39	266
大正7	60	429	38	285
大正8	69	425	34	294

「女子高等師範学校総則」の改定

またその教育については、「女教員ハ知識ヨリモ徳行行儀投藝ノ熟練ニハ一層重キヲ置クベキヤニ考ヘラル故ニ、教員ハ知育ニ偏セザル決心掛ヲ要ス。然ルニ専門的教授ヲ施コス所ヨリ又、世ノ進歩ニ逐シテ程度自ラ高アリ自然知育ニ走ルコトヲ余儀ナクセラハ傾アルヲ以テ、特ニ此点ニ注意ヲ要ス」としている。具体的な教育のあらわれとして、奈良女子高等師範学校では、各科・各部共通の学科目である修身では「教育ニ関スル勸諭」「成中記書」による團體の出来の解明と、「別ニ作法ヲ習シテ國民礼法ノ要領ヲ会得セシム」としており、徹底した日常作法の実習を重視して、師徳の養成につとめている。そして、師徳の内容としては、「貞淑」「潔良」「従順」「優美」「高尚」「質素」「整頓」「操守ノ堅固ナルコト」「行動ノ静謐ナルコト」「注意ノ周到ナルコト」等を列挙し、「師徳トハ女子普通ノ本分ヲ究ラズルニツキテ必要ナル徳行」であるとしているのであるが、これが徹底は全生徒を収容しての寄宿寮生活によりさらに強化されている。

(大正女子高等師範学校)

実業補習学校・青年学校の学校数・教員数・生徒数

年 度	学 校 数	教 員 数	1校当 り教員数	生 徒 数		
				計	男	女
明 治 33	151	321	2.13	8,880	7,262	1,618
38	2,745	1,272	0.46	121,502	55,449	25,053
43	6,111	2,260	0.37	252,978	229,370	42,608
大 正 4	8,908	2,815	0.32	433,178	408,577	89,601
9	14,232	4,171	0.29	996,090	811,144	184,946
14	15,316	9,821	0.64	1,051,437	726,687	324,750
昭 和 5	15,248	19,073	1.25	1,277,335	854,388	412,952
10	16,678	68,179	4.03	1,902,157	1,340,845	561,312
15	18,845	96,820	5.14	2,619,684	1,830,103	789,581
20	12,409	81,327	6.55	2,606,990	1,644,831	962,159

〔「学制百年史」資料編〕

大正・昭和初期の臨時教員養成所の設置廃止状況

名 称	設 置	廃 止
第一臨時教員養成所（東京高等師範学校内）	大 正 11 年	昭 和 8 年
第二臨時教員養成所（広島高等師範学校内）	“	“
第三臨時教員養成所（奈良女子高等師範学校内）	“	昭 和 7 年
第四臨時教員養成所（東京音楽学校内）	“	“
第五臨時教員養成所（大阪外国語学校内）	大 正 12 年	昭 和 6 年
第六臨時教員養成所（東京女子高等師範学校内）	明 治 39 年	昭 和 14 年
第七臨時教員養成所（京都帝国大学内）	大 正 12 年	昭 和 5 年
第八臨時教員養成所（九州帝国大学内）	“	昭 和 8 年
第九臨時教員養成所（東北帝国大学内）	“	昭 和 7 年
第十臨時教員養成所（第四高等学校内）	“	昭 和 6 年
第十一臨時教員養成所（浜松高等工業学校内）	“	“
第十二臨時教員養成所（東京外国語学校内）	大 正 15 年	“
第十三臨時教員養成所（第五高等学校内）	“	昭 和 7 年
第十四臨時教員養成所（小樽高等商業学校内）	“	昭 和 5 年
第十五臨時教員養成所（佐賀高等学校内）	昭 和 2 年	昭 和 6 年
第十六臨時教員養成所（北海道帝国大学内）	昭 和 4 年	昭 和 7 年

有資格教員総数に占める無試験検定出身者の割合

年 度	中 学 校		高 等 女 学 校		師 範 学 校	
	無試験検定	試験検定	無試験検定	試験検定	無試験検定	試験検定
明 治 33	—	—	—	—	—	—
38	1,115(34.54)	1,568(48.57)	142(15.50)	317(34.65)	195(21.50)	321(35.39)
43	1,742(39.43)	1,828(41.39)	375(13.17)	787(40.24)	199(14.93)	359(26.93)
大 正 4	2,045(39.69)	1,811(35.14)	731(23.01)	1,133(35.82)	250(16.51)	317(20.94)
9	2,297(40.63)	1,868(33.09)	1,218(26.99)	1,460(32.56)	267(17.41)	358(23.34)
14	4,096(45.83)	2,537(29.04)	3,532(41.93)	2,078(24.70)	509(24.17)	504(24.35)
昭 和 5	6,490(55.12)	2,549(21.65)	6,889(54.22)	2,406(18.19)	892(36.75)	423(17.42)
10	7,223(58.23)	1,932(15.59)	8,183(57.60)	1,949(13.72)	854(39.55)	285(13.20)

（注）（ ）内は%を示す。

〔「文部省年報」により作成。〕

伊 沢 椿 二

嘉永四年〜大正六年
(一八五二〜一九一七)



信州(長野県)伊那郡原田の
下級武士出身。名のごとく文藝
方面を学び、雑誌『読者の友』など
を創刊。維新後は大分県立大生
となり、明治七年(一八七四)長文

知師範学校の校長となるが、翌
年「師範学校取締り」のためア
メリカに留学。アリアリクスター
師範学校とハーバート大学に
学び、十二年に帰国。直ちに多
量の著述を展開した。即ち近代
教育学理論の導入をはじめ師範
教育、普及教育、体育などの基
礎的著書を行うとともに、文部省
調査部長として教育界検定制度
を確立した。この間、最初の
『教育学』(明治十五年)を出版
したほか、『進化論』をはじめ政
治小説(『海原始末』明治十二
年)した。

明治二十四年(一八九一)理
論的『國家教育』を結成。小学
校教育普及運動や児童運動や学
制改革運動を推進したが、日清

戦争直後には各所に振り、国民
地教育に手を加めてその基礎を
造った。のち貴族院議員、高等
教育委員として「空想」改
革に関与し、東京高等師範学校
長としてその発展をはかった。
晩年は銀行社を創設し、吃音矯
正事業のかたわら、信州中四と
の親交を深めようと中国言語学
の研究を進めた。

彼は和洋折衷の合理主義者
で、言語、思想、音楽などの領
域で人類共通の原理を求めよう
と努めたが、道徳教育の性質が
教師の人生を過かした。しかし
ブルジョアのような多種多行
動力から、まさに近代教育の開
拓者となることができた。

西 原 秀 夫

没政元年〜明治四十三年
(一八五四〜一九一〇)



明治期における師範教育の近
代化に努め、ベスタロッチの開
発教授を紹介した。会津若松城
下の近代の地に生まれ、藩校日新
館で秀才の名を馳せ、明治元年
(一八六八)藩立師範学校の前身

改となった。会津戦争のあと一
時謹慎を命じられたが、明治三
年上京して福地、酒田、尾作な
どの塾で漢学を学び、習字殿忠
義かに結した。八年文部省出仕
として伊予第二高等アメリカに
留学。ニューヨーク州オースタ
イアト師範学校に入る。同校は
当時ベスタロッチ運動の中心地
で校長ウェルドンや教授クリエ
ーシートの指導を受け、シホノ
アトとも交際した。

明治十一年に帰国、「教育会」
の公報に際して伊沢らと師範
教育の発展を提言。十四年
東京高等師範学校長として教育界
の改革にあたった。ついで十
九年東京高等師範学校校長とな
り二十四年に没した。

この間アメリカで学んだ生物学
や進化論を紹介。シホノアト
の著書『教育新説』(明治十
八年)として譯出した。開港上
の教授論をひらめいた若林茂三
郎、白井義典の『改革教授論』
(明治十六年)も、西原の指導
によるものであった。

また、明治三十一年女子高等師
範学校長に任じて女子体育など
の改良をはかったが、翌年東京
高等師範校長に就任。一方で東京
高等師範の動物学の講義も担
当した。藩政改革の君子人、
及各方面の活躍は、浮世絵の
筆墨を通してフエノロッチとも親
交があり、文部省及師範会等の
関係と発展にも及ぼした。

高橋 邦太郎

明治三十八年(一九〇五) - 昭和八年(一九三三)



師範教育一歩に歩んだ異色ある教育実践家。信州(長野県)所科郡丹波村に生まれ、明治八年(一八七五)上京して成徳義塾に入り、翌年東京師範学校中

して再度同校に入京、十五年に卒業した。ついで旧皇立師範学校校長となり翌年校長となるが、其後に群馬県師範学校校長に就き、三十二年同校校長となった。二十五年東京高等師範学校教授兼校長に任ぜられたが、三十九年校長のため一時職を辞し、翌年佐賀県師範学校長に就任、三十三年東京府師範学校校長に就いて二十五年同校に勤務した。

この間、明治三十二年には臨時教育会委員を、大正十年(一九二一)には臨時教育會議員を、十三年には文部省教育調査会委員を兼ねたが、とくに十年の臨時会による財政緊縮、教育制度問題がおこるに

及び、激しい反対運動を展開した。

系統的な方法論や著述は乏しかったが、知性と精神、健康の三位一体の調和をとらえ、著作で熱心な実践活動に熱心し、初等教育を「父親」として、教育の地位向上を呼びづづけたところから、一部にはライヒターやペスタロッチに類する傾きもあつた。其著書「冷水養生法」の著者は本人の秘伝を折さず、その真面目を語っている。

また明治三十八年(一九〇五)に「教育改良会」を主催し、全国の師範学校にペスタロッチ記念館の附設を勧め、実現を助けて帝國教育会の組織の充実化に尽力した。

高橋 三郎

万葉元年(昭和十三年) - (一九三六)



わが国の師範教育の発展に努める一穴、信州(長野県)の師範者として西條スポーツの普及に尽力した。兵庫県武庫郡野洲町。生家は「第五家」米屋の酒造で父は洋酒の焼酎を物め

た。明治三年(一八七〇)に上京、明成学校を経て十年東京大学文芸部に入京、十五年は習字科専科に入るとともに、練習院で美術を学んだ。同時に冷水養生法に著書「冷水養生法」を刊して青年たちと起死を共にし、従米の改良型「改良」に合理的兼従法(体育)を加えて「五道」に出発し、人格の形成をはかった。

明治二十六年第五、第一回少年学校校長となり、四年文部省参事官として東京高等師範学校校長を兼ねた。三十二年には信州県立校長として信州県立に就き、高橋校長としては、大学昇格の道を明き、体育スポーツを普及させ、生徒たちの「五道」の習得を志すさせた。「教育ノ

コト(教育)ヲシヨリ大ナルベキ」を掲げ、三十二年「道徳会」を組織して境界の広い人格の育成を期したが、大正十一年(一九二二)には信州師範文化会を創設、「精力の善用」と「道徳共在」をモットーとして、国際社会の共栄を主張した。

明治十二年(一八七九)以来、生涯に十数回海外遊学して約百数十万人を教えたが、四十二年にはわが国最初のY.O.C委員となり、四十五年の第五回国際マリノビックに初参加した。昭和十三年(一九三八)第三回Y.O.C総会がタイロで開催され、高橋第一回大会の東京招致が決まったが、その翌年(一九三九)において在死した。「体育の父」ともよばれる。

教育協力のための基礎学習～その5～

質朴堅牢主義の戦後の展開（補論）

戦前の当該理念は、本来、学校施設整備を支える財政基盤の脆弱性と、それに対応した「民度適合」の原則を正当化する論理との不可分な関係の中で示されたもので、質朴堅牢観を克服する前提条件として、学校建築の安定的確保という問題の解決が必要であった。

しかし、現実には当時、新学制の準備や施設の戦災復旧作業が思うように進まないことに加えて、ドッジ・プラン（超均衡予算政策）により昭和24年から6・3制予算が全額カットされ、文部省は上記理念を痛烈に批判したにも拘わらず、これを克服する財政基盤を持てなかった。

その後、公立学校施設設備費に関する国庫補助（昭和28年）、義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和33年）により、一応はその財政基盤を法的に得たかに見えたが、事態は好転しなかった。

そして、学校施設の整備に関しては、一方では「学校設置者負担主義」の存続（学校教育法第5条）と十分な財源確保が進まなかったことが、やがて法制上の理念としての「質朴堅牢主義」の下で、永年培われて来た地域・学校レベルでの教育観が改めて息を吹き返すことになった。

明治中期においては、飽くまで就学督励上の暫定的方針であった上記理念が、就学率90%を超えた明治末以降も此の理念が生き残ったのは、むしろ「質朴堅牢な施設こそが臣民の教育の場として相応しい」といった観念に拡大解釈され、和魂型の学校施設として“一人歩き”し、各地に浸透していたのである。

二宮金次郎像の全国的普及、故事成語「蛭雪の功」を下に作詞された「蛭の光」がこれに拍車をかけた。

質朴堅牢の理念は深く地域・学校の実践レベルにまで根を降ろしていたのである。

和魂型の施設観を総体として受け入れて来た近代日本の建築界：

日本の建築界を含む「明治文化の特質」が「新しい文明の形式を摂取することには貪婪でありながら、その精神的支柱を受け入れることは頑強に拒否し続ける」という「和魂洋才」的性格を有していたことが、質朴堅牢といった特殊日本的な施設観を維持しえた理由である。

建築の近代化（RC造り等の「洋才」＝西欧物質文明）は促進しつつも、その背後にある「巨大な思想的背景や精神的支柱」、「欧州においてそれを育てて来た近代精神」は捨象し、日本の伝統的な生活・環境観（「和魂」的精神文明）を根強く残した。

学校建築もその例外ではなく、建築技術の近代化を図りながら、その背後にある近代的な合生活合理主義（Amenity・文化性）や教育機能主義（Flexibility）を拒否しつつ、質朴堅牢主義や管理型の伝統的施設観を戦後も堅持している。

更に留意すべきは、「不自由な環境の下にあるほど教育の効果が上がる」という教育観は、専ら「教育の進歩」を教師と子供の間で直接的な教育関係一狭義の「教育実践」の中に見出そうとする傾向を作り出して来たことである。

日本の教育実践史は、こういった基本的枠組み“与えられた環境の下で、如何に実践を工夫するか”という閉塞型の教育実践観が主流であり、実践と環境変革とのダイナミズムを欠落していたのである。

教育協力のための基礎学習～その5～特集テーマ「学校施設・設備整備、教育行財政システムの歴史その他」

平成9年2月19日

学校教育活動を可能ならしめる基本的要素は、教員・学校施設・教材（具）であるが、こうした要素の開発は、援助の基本的コンポーネントでもある。更に教育の計画的振興を実現するための行財政の仕組みは、心臓部分にも当たる。

これまでに我が国が築いてきた公教育行政機構を作り上げた経験と歴史は、近代化を目指す開発途上国における当該分野の協力を考えるに際して一つの参考資料と成りうる。

今回は、前回学習した教員養成・確保の事項を除きこれら中心となるテーマに焦点を当てて要約してみることにする。その際、これまでの講義で概要は説明したものの、内容的に漏れ落ちた事項もあるのでこれらを補充しながら、以上の重要な要素となるトピックに焦点をあてて検討してみたい。

I. 学校施設・設備の整備行政の歴史とその特質

○明治5年、学制が発布された。当時の小学校は、その7割以上が民家や寺院を利用したもので、従来の寺子屋的性格や布教目的によるところが大きかった。

（その一方で長野県松本の開智小学校（明治9年）、山梨県の陸沢学校（8年）といった擬洋風校舎もあり、文明開化を地方に導入する使命を負った近代学校の象徴的存在。）

○我が国最初の公的な学校建築基準は、明治14年の「文部省示諭」に遡る。

□校地・校舎・教場・階段・便所・体操場・遊戯場・卓子椅子・黒板を小学校建築の基本的要素、教場の面積は児童三尺平方／人（一坪児童4人の基準）、校舎の質朴堅牢主義を強調。

これら基準は、小学校の町村設置義務と府県知事・地方長官を通じた国の設置可・監督実施により具体化された。

○市町村制（明治21年）／帝国憲法（22年）／府県制（23年）といった一連の措置による近代的行政制度の整備と、教育勅語／（3～4年の）尋常小学校就学義務制（23年／改正小学校令）の成立、並びに府県（市立小学校位置指定権）－郡（町村立小学校位置指定権）・市－町村の仕組みを通じた、国の校数並びに位置指定・学校建築条件の事実上の認可の下支えシステムができた。

小学校設備準則（明治24年）

「（普通教育の）校舎ノ建築ハ主トシテ学校経済ニ注意シ授業上管理上衛生上等ノ便ヲ図リ務めて外觀ノ虚飾ヲ去リ質朴堅牢ニシテ土地ノ民度ニ適合シクルモノクルヘシ」

（大木喬任文部大臣）

この準則は財政的に過重負担とされた地方政府の実情に鑑み、「民度適合」により就学督促を優先する策として「質朴堅牢」主義を基本理念とすることとした。

同時に、こうした簡略質素の方向の下で教育施設の最低の限界としての「衛生条件確保」を明記したものである。

こうした堅牢・衛生中心の学校施設観の国家的強制は、学校施設の設置・整備主体たる市町村の脆弱な財政体質と、それに伴う恣意的な施設行政を上から監視していく方策の現われであり、我が国の学校施設の「画一化」をもたらす嚆矢ともなったのである。

この準則はその後日露戦争下での財政圧迫により、「民度適合」を最優先に大改正を受けることになり（明治37年）、学校施設基準は若干の理念規定（※）を除き全廃された。

改正準則（明治37年）

- ①必須施設：校地・校舎・体操場・校具・寄宿舍（小学校を除く）・教員住宅
- ②校地の一般要件：道徳上並ニ衛生上害ナキ所タルベシ（小学校は、児童の通学に便利な場所）
- ③校舎の一般要件：教授上、管理上並ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス
- ④実施措置：「府県知事ノ許可（小学校）」・「文部大臣ノ許可（中学校／高等女学校／師範学校）」

（※）道徳、衛生、教授、質朴堅牢・学校規模適応・管理

(1) 学校施設と道徳

先の小学校準則（明治24年）に、校地は「道徳上嫌忌する所」を避けるべしとある。

これは、「娼家・劇場・寄席・監獄・火葬場等」（同改正準則、明治32年）とある。

儒教色の強い忠孝を軸とする家父長制国家思想の下での学校教育の再編に道具として利用されたのが「御真影」であり、また「教育勅語の奉安殿」は校舎基準の総則に位置づけられた。

良妻賢母型の女子教育振興（学制）は、男女別学を理想とするが、女子就学の少ない状況下では教室の区分、若しくは小学校のみ男女共学を認めた。しかし、女子の就学率が約50%に達した明治30年、文部省は小学校での男女別学制を奨励した（尤も通学に支障なく女子だけの小学校を構えるだけの児童を集められるケースは極めて希であったので、中学校／高等女学校という中等段階での完全別学体制を除き実現しなかった。

(2) 学校施設と衛生

採光・通風等を配慮し、片側廊下・南側教室・南側運動場の定形化、採光窓面積 = $1/6 \sim 1/4 \times$ 床面積（現行建築基準法施行令の $1/5$ の原形）、年令別机・腰掛寸法、防災上の配慮から校舎の平屋建原則・廊下幅6尺以上の確保・出入口引戸の原則・階段の曲折構造踊場設置等と基準が定められた。

一斉授業による教師の音声／子どもの監督のため視力を害さないよう、1教室最大幅

4間／長5間（20坪／66㎡）、児童1人当たり3尺平方（0.83㎡、1坪・2畳／4人）を基準（最低限の教育空間）とした。尤も就学督促策のため最大80人／1クラスの人枠まで認めた。

南北廊下論争と三島通良

元々日本の伝統的和風建築たる寺子屋様式から発展した学校の校舎は、縁側・廊下を南側に、生活諸室を北側にとることを常態とすることから、南側に廊下／北側に教室をとるのが自然であったろうが、文部省の基準は北側に廊下／南側教室としたことで、論争となった。（片側・北側廊下は我が国の教室配置の基本／現行）

☐ 文部省基準を科学的合理性ありとした理由は如何？

(3) 学校施設と教授

教授＝学習を教育的配慮により効率的に実施する「教育空間」として教室を再構成するための諸条件を考察する際の基本理念が求められた。

「教室＝神聖な場」とする考えは、その中軸としての地位を占めた。

一斉授業を可能とする教育条件として、一坪4人の原則と20坪教室が先ず定型化され、裁縫・手工・理化実験教室が特別教室として整備されようとした。

これら特別教室は、教育勅語奉読式には欠かせない場所として（唱歌室）、女子の就学督励上効果的とされた（裁縫室）、大正期に盛んとなった実業教育振興のムードや自由教育研究運動の高揚等に影響された（理化実験室、動物飼育室等博物室）があった。

また、教授の中心となる教室が神聖化される上で効果的であったのは、「生徒控所」の存在であり、教室の壁面が意図的に無味乾燥な灰色・中性色に塗り込まれたことにより勉学への生徒の集中力を高めたと言われている。

更に、学制初期の知育才芸重視から天皇制教育に枠づけられた鍛錬主義（兵式体操）への傾斜を強める中で「100坪以上の体操場」の確保を義務づけて行くことになる。

(参考) 甲種校具（直接教員の教授活動の用に供する器具）

仮名の掛図、教員用教科書、学校所在地の府県地図、日本地図、地球儀、定木、両脚規、指数器、算盤、度量衡、黒板、黒板拭、白墨、水入

乙種校具

腰掛、戸棚

(4) 学校施設と質朴堅牢（民度適合）

明治23年教育勅語の発布、小学校令の改正等により就学督励策を優先した“質朴堅牢”主義を政府は明確に打ち出した。これは、普通教育施設における「簡略質素」の方向を明確にしなから、学校の設置者たる市町村の財政負担に適合する「民度適合」の理念と重ね合わせ、政府の補助金全廃（明治14年）を合理化する策であった。

此の発想は、“支配はすれども補助はせず（口は出すが金は出さない）”という戦前型の文部省の学校施設行政の原型となったのである。

明治30年代後半に入ると急速に就学率は上昇、学校規模（学級数）は当初10学級を基準としたものが、その後「学校規模適応の原則」により徐々に弾力化され、昭和16年には地方長官の許可があれば24学級を超えることが可能という線まで進んだのである。

Ⅲ. 教員の人材確保のための処遇改善

(1) 給与制度の沿革

昭和21年「官吏俸給令」が制定され、従前の高等官俸給令・判任官俸給令に代わって、学歴と勤務年数による1号～30号までの通し号俸により措置された。

その後、職務級別俸給(1～15号)の採用により新給与法が適用された(昭23年)。昭和25年人事院は「教職員給与級別推定表」の策定を勧告、教育公務員特例法の制定(昭24年)とも合わせ、間もなく「調整号俸」として給与法上これが実現した。

そして、昭和32年「高等学校職員俸給表」/「中・小学校職員俸給表」が策定され現行の等級別俸給表の原形となる。

更に、教員の職務の定量的把握が困難、時間刻みで労働を提供する性格を本来有さないことから、超過勤務手当を支払わない代償として「教職調整額/義務教育手当」を定率で措置した(昭46年)

(2) ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」(1966年)採択

これは、経済・生活水準の向上に拘らず多くの国においては、教員の実質的報酬は戦前に比して下降しているか、概ね同一線上にあり、民間給与水準より劣っていると認識に基づき、

- ① 社会に対する教育の重要性(責任の重さ)
- ② 類似・同等の資格を必要とするたの職業より有利な給与
- ③ 基本給与の最低から最高に達する期間は、10～15年
- ④ 給与の決定を目的とする能率給制度は、関係教員団体との事前協議と、その同意を必要条件等との勧告を行い、日本政府もこれを採択。

(3) 中央教育審議会答申(所謂46答申)/人材確保法(昭49年)

答申は「教員の資質の向上と処遇の改善」において、「初等中等教育の教員の初任給は、大学卒業者の職業選択の動向に関する現状分析の結果によれば、教職への人材誘致の見地から、一般公務員に対して30～40%程度高いものとする必要がある。

校長の最高給は一般行政職の最高給まで到達できる道を開く必要がある。」とした。

文部省は自民党文教部会等の支援を得て、昭和48年度から3年計画で50%の給与の大幅改定計画を打ち出し、大蔵省に予算を要求、人事院にもこの旨申し入れた。

財政当局と文部省・自民党文教関係グループの激しい攻防の末、10%アップ(48年)と、その後の計画的引上げ約束を取りつけた(田中首相当時)。

この予算措置は、その後の「人材確保法」により法的裏付けを得ることになる。

資 料

小学校新築と旧施設利用

種別	明治5年前	5年	6年	7年	8年	不詳	計	%
新築	59	139	1,544	1,330	795	17	3,884	18.0
民家寺院神社官庁学校	20	147	2,490	2,611	1,645	71	6,984	32.4
その他	8	161	3,533	3,206	1,586	102	8,596	40.0
不詳		3	53	90	31	1	178	0.8
計		18	178	96	79	1	372	1.6
		11	67	35	11		124	0.5
		2	49	58	56		165	0.7
		5	41	20	21		87	0.3
		1	223	557	279	45	1,105	5.1
計	87	487	8,178	8,003	4,503	237	21,495	(100)

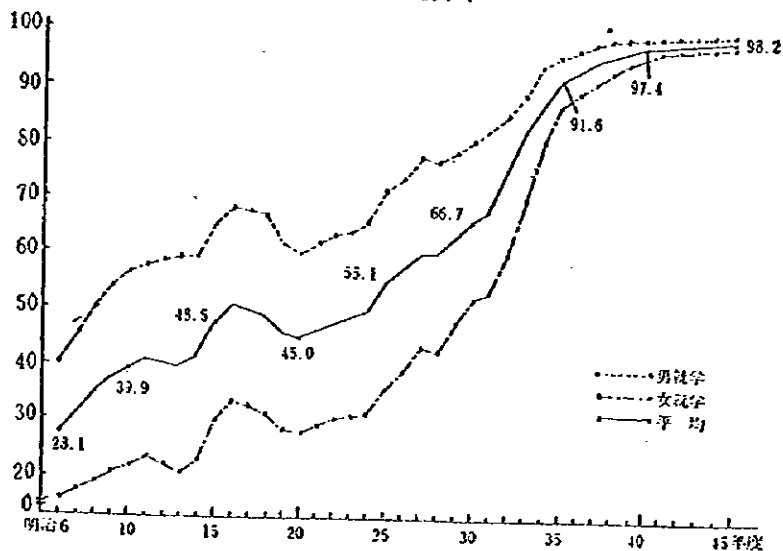
出典 井上久雄『学制論考』風間書房、1953年、207頁

文部省示諭

「……(前略)……敷地ノ環境校舍ノ建築ハ児童ノ管理授業ノ便否ニ關スルコト鮮少ナラス又一旦建築ノ後ハ容易ニ変換スヘカラサルモノナレハ宜シク其着手ノ切ニ於テ精密ニ注意ヲ加ヘサルヘカラス蓋シテ校舍ノ構造ハ成ルヘク素朴堅牢ヲ旨トス児童ノ管理及授業ニ便ニシテ氣候ヲ考ヘ衛生ヲ慮リ通風採光等亦各々其宜ニ適セサルヘカラス」

「從來各地方ニ建築スル所ノ校舍ヲ見ルニ通邑都會ニ在テハ官庁ニ擬シテ之ヲ建ツルモノアリ或ハ兵營ニ擬スルモノアリ村落僻陋ニ在ラハ寺院ニ擬シテ之ヲ設クルモノアリ或ハ劇場ニ擬スルモノアリ一ハ華飾ヲ旨トシテ堅牢ヲ顧ミス一ハ醜陋ニ流レテ衛生ヲ慮ラス而シテ学校ノ本旨ニ適セサルモノ多シ」

明治年間の就学率



注・文部省『学制八十年史』(1954年3月15日発行)教育統計第1表及び学齢生数(その一)より作成。喜多明人はか『史料道徳教育の研究』北樹出版、1982年、所収。

明治期小学校施設基準の変遷

一般的留意点	その他	校具	体操場	教室										校舎										校地	分 野
				幅・高さ	開口	窓	壁	床	天井	照明	温度	湿度	音	臭	風	雨	雪	火	地震	傾斜	水	衛生	その他		
校舎の構造	校舎の設備	校具の備置	面積・形状	幅・高さ	開口	窓	壁	床	天井	照明	温度	湿度	音	臭	風	雨	雪	火	地震	傾斜	水	衛生	その他	校地	分野
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治24・4・8 小学校設備規則
																									明治24・11・11 小学校設備規則
																									明治32・7・10 小学校設備規則
																									明治37・2・22改正 小学校令施行規則

明治期中学校・高等学校・師範学校施設基準の変遷

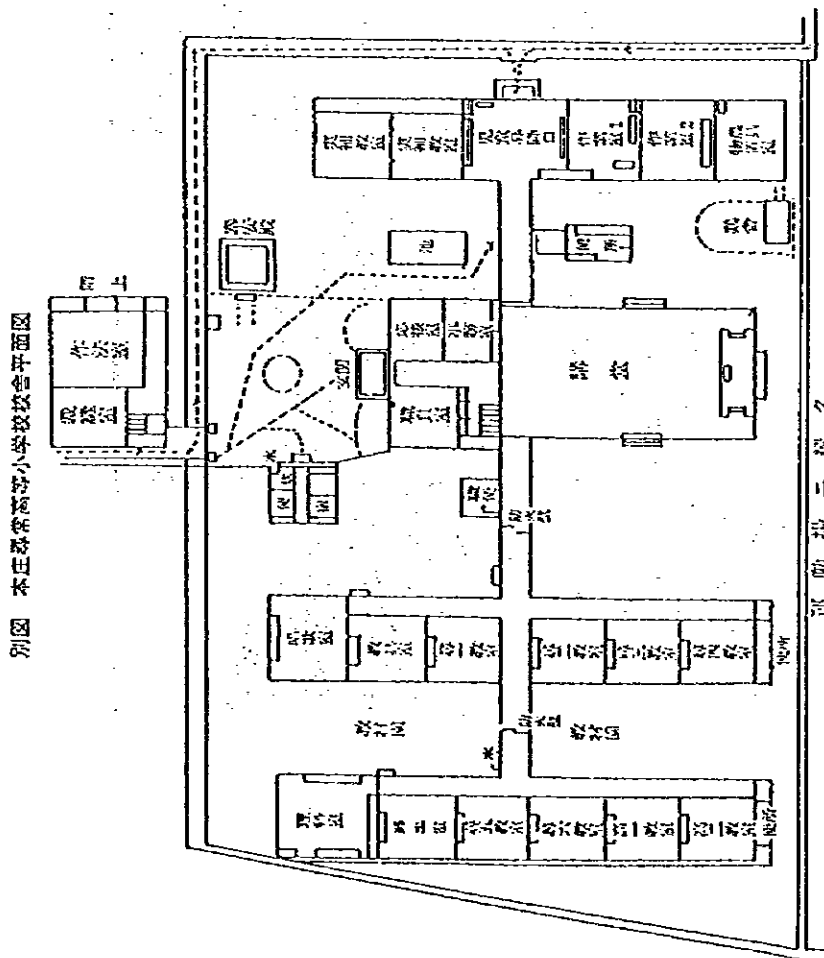
一般的留意点	その他	校具等	寄宿舎	体操場	教室										校舎										校地	分 野
					幅・高さ	開口	窓	壁	床	天井	照明	温度	湿度	音	臭	風	雨	雪	火	地震	傾斜	水	衛生	その他		
校舎の構造	校舎の設備	校具の備置	面積・形状	幅・高さ	開口	窓	壁	床	天井	照明	温度	湿度	音	臭	風	雨	雪	火	地震	傾斜	水	衛生	その他	校地	分野	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治21・12・15 中学校 設備規則	
																									明治32・2・8 中学校 設備規則	
																									明治34・3・5 中学校 令施行規則	
																									明治37・2・9 高等女学校 令施行規則	
																									明治34・3・22 高等女学校 令施行規則	
																									明治25・7・11 師範学校 令施行規則	

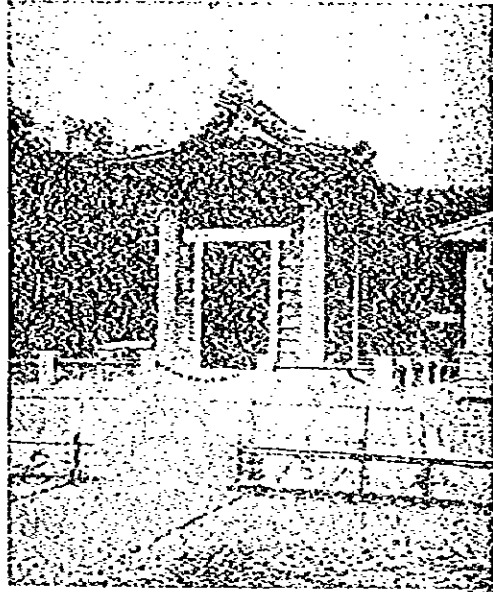
※は中学校令施行規則(明治31年)の準用規定をさす。

以上の奉還規程及び奉還規程における、御真影・教育勅語の学校内管理運営の要旨に關し、次のように整理することができる。

- ① 御真影・教育勅語等は、奉安殿に奉納されること（奉還規程第一條・二條）
- ② 御真影・教育勅語奉還・奉還と奉安殿の領納保管は学校長が責任を負うこと。ただし、学校長事故の場合は上席教員、勤務時間外の場合は当直職員（奉還の場合を除く）がその責任を代位すること。（奉還規程第三條・五條）
- ③ 非常災害のため奉安殿が危険な場合は、あらかじめ用意された奉還所に奉還し、そこで奉安する責任は、学校長にあること。その際、職員二名が奉還・奉安のため護衛すること。（奉還規程）

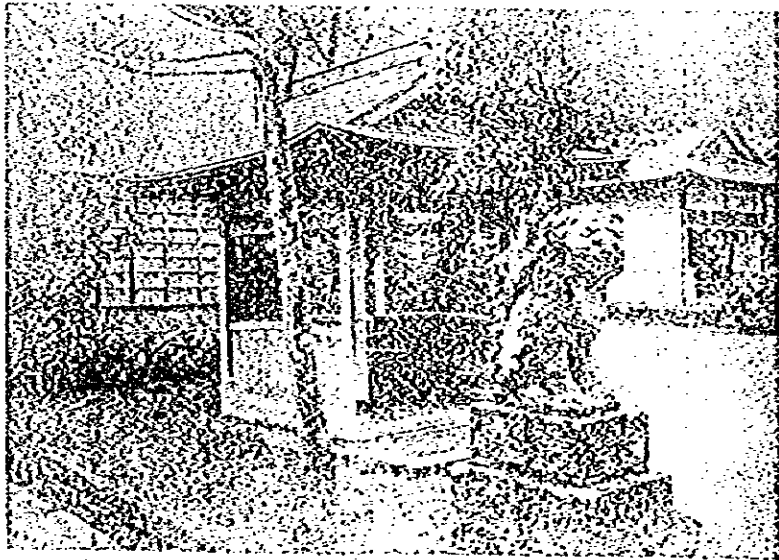
教員宿直の第一の任務が、御真影・教育勅語の奉還にあったことは、宿直室と奉安殿との位置関係からも推察することができる。別図のとおり、校門・中庭を囲むようにして、奉安殿・宿直室・玄関が設置されていた。





御真影奉安殿、昔と今

写真上は、昭和七年一月竣工時の本庄小学校
「御真影奉安殿」写真下は、昭和二年二月、
同奉安殿が校内より撤去され、宇良神社に移さ
れた後の、現在のものである。学校と神社との
深い結びつきがうかがえよう。



(1) 小學校設備規則(明治三十四年四月八日文部省令第三号)

- 第一條 校地ハ日當リ好ク且成ルヘク開闢整齊ナルヲ要ス
校地ハ喧鬧ニシテ授業ニ妨アル場所、危險ナル場所、道徳上或モ他ニハ場所、停留セル池水其他凡テ弊害アリ若クハ衛生上ニ害アル落葉葉ヲ生スル場所ニ接近スヘカラス
校地ヲ於テニ方リ衛生上ノ利益明ナラサルトキハ醫師ノ意見ヲ問フコトヲ要ス
- 第二條 校舎ニハ
天日陰下及
鳥害陰下ノ 御影並教室ニ因スル 動植物ノ害ヲ避スヘキ場所ヲ一定シ置クヲ要ス
- 第三條 校舎ハ成ルヘク平屋造ナルヲ要ス若シ二階造ナルトキハ成ルヘク幼年生ノ教室ヲ地下ニ置クヲ要ス
校舎ヲ新築スルニ方リテハ将来増大スヘキ生徒ノ員數ヲ見計ラシテ成ルヘク将来ノ増築ニ便宜ナル計画ヲ為シ又ハ成ルヘク予備ノ教室ヲ設クルヲ要ス
- 第四條 各教室ノ大サハ其内ニ入ルヘキ机並書席ノ數、大サ及排數ヲ一定シ生徒四人ニ付凡一坪ヨリ小ナルヘカラス
各教室ハ一教員ノ同時ニ教授シ得ヘキ員數ノ生徒ヲ容ル、ヨリ大ナルヘカラス
- 第五條 校舎ハ生徒ノ胸、手、雨衣、足袋等ヲ置クヘキ場所ヲ備フルヲ要ス
校舎ハ成ルヘク講堂、物置等ヲ備フルヲ要ス
遊藝ノ科目ヲ設ケル小學校ハ男女ヲ區別シテ教授セラルル場合ニ於テハ教科目ノ為成ルヘク特別ノ教室ヲ其校舎ニ備フルヲ要ス
手工又ハ工務科ヲ小學校ノ校舎ヘ工務ノ実地練習ノ為特別ノ教室ヲ備フルヲ要ス
大ナル小學校ノ校舎ヘ図書室等ヲ設ケカ容ルヘク特別ノ場所ヲ備フルヲ要ス
- 第六條 本場所ハ成ルヘク校舎ニ切テテ備フルヲ要ス
- 第七條 農藝實習場ハ成ルヘク校舎ニ近サカラサルヲ要ス
- 第八條 校舎ニハ排水溝又ハ水道等ニ依リテ飲料水ヲ供給スルノ備フルヲ要ス
- 第九條 便所ハ校舎外ニ於テ男女ヲ區別シテ備フルヲ要ス
- 第十條 校舎ニ切テテ成ルヘク字校長若クハ首席教員ノ住居及茶室ヲ設ケルヲ要ス
- 第十一條 校具ハ甲乙ノ二種トス
甲種ノ校具ハ専ラ教授ノ用ニ充ツル器トス尋常小學校ニ於テハ板名ノ掛圖、教員用教科書、学校所在府縣ノ地圖、日本地圖、地球儀、定木、阿蘭丸、活動器、算盤、度規器、黒板、黒板漆、白磁、水入、單物指教用具ヲ備フルヲ常例トシ高等小學校ニ

- 於テハ教員用教科書、学校所在府縣ノ地圖、日本地圖、万国地圖、地球儀、定木、阿蘭丸、算盤、度規器、黒板、黒板漆、白磁、水入、單物指教用具、理化器、國圖ノ手本、國圖用具、教習用具、教器、各樣器ヲ備フルヲ常例トシ其他ノ學校ノ設備、学級ノ編制又ハ教科若クハ教科目ノ種類ニ依リテ備ヘキモノトス
- 乙種ノ校具ハ國旗、門札、生徒用及教員用ノ机及腰掛(腰掛ヲ用フル學校ニ限ル)、時計、鉛筆架、視察並附風扇、紙、電氣扇、戸棚、日用品其他學校ニ備付クルル必要トスル物件ニシテ甲種ノ校具ニ就キタルモノトス
- 第十二條 生徒用ノ机及腰掛ノ構造ハ生徒ノ衛生上ニ害ヲカラシメ及生徒ノ監視上等ニ便利ナラシムルヲ要ス
- 第十三條 校舎ニ置ケル場所、校舎ノ内部外部ノ塵、校舎ノ床、階梯、出入口、障子、窓紙、教室ノ天井、戸、梁、窓、窓紙、体熱器、農藝器、教員住居及井戸等ノ防護並衛生上ノ害ヲ、教室ノ机及長サノ制限、煙氣、通風、採光ノ方法等ニ因スル必要ノ事項ニ就キテハ地方ノ情況ヲ斟酌シテ之ヲ規定スルヲ要ス
- 第十四條 校舎ノ構造並設備ニ因スル必要ノ事項ニ就キテハ地方ノ情況ヲ斟酌シテ之ヲ規定スルヲ要ス
- 第十五條 校舎、校庭、教室等ノ掃除及保存ニ因スル必要ノ事項ニ就キテハ地方ノ情況ヲ斟酌シテ之ヲ規定スルヲ要ス
- 第十六條 設備規則中ノ各規ニシテ校舎ノ新築、校具ノ新購等ニ關スルニテラサレハ適用ノ難キモノハ其時ヲ待テ之ニ依ラシムヘキモノトシ但シ舊手本ニテラサル場合ニ於テハ此限ニアラス

(2) 中學校令施行規則(明治三十四年三月五日文部省令第三号)

- 第二十五條 中學校又ハ其ノ分校ニ於テハ校地、校舎、寄宿舎、体育場及校具ヲ備フヘシ但シ文部大臣ノ認可ヲ受ケず寄宿舎ヲ備ヘサルコトヲ得
- 第二十六條 校地ハ学級ノ規模ニ適シセル面積ヲ有シ道徳上並ニ衛生上ニ害ナキ所タルヘシ
- 第二十七條 校舎ハ教學上ノ管理上並ニ衛生上適宜ニシテ其構造等ナラントヲ要ス
- 第二十八條 校舎ニハ左ノ諸室ヲ備フヘシ
一 通常教室
二 博物、物理及化学、國圖ノ各特別教室
三 講堂
四 図書室、器樂室、標本室
五 職員室、生徒接辭其所必要ナル諸室
博物、物理及化学ノ特別教室ハ便宜兼用スルコトヲ得
講堂、教室ハ便宜兼用スルコトヲ得
圖書室、器樂室、標本室、職員室ハ便宜兼用スルコトヲ得
- 第二十九條 教室ノ大ハ一學級ノ生徒ヲ容ルルニ足ルハ限トシ生徒一人ニ付容積百二十五方尺ノ割合ヨリ小ナルヘカラス
- 第三十條 寄宿舎ニハ自炊室、浴室、倉庫室、食堂、洗濯所、浴室、監視所、病室等ヲ備フヘシ

自修室 寝室 便所 兼用スルコトヲ得

第三十一条 自修室ノ大ニ生徒一人ニ付容積三百二十四立方尺、寝室ノ大ニ生徒一人ニ付容積四百八十六立方尺、自修室、寝室ヲ兼用スルトキハ生徒一人ニ付容積五百六十七立方尺ノ割合ヨリ小ナルベカラズ

第三十二条 体操場ハ分室屋外体操場及屋内体操場トス

屋外体操場ハ方形若クハ之ニ類スル形状ニシテ二十坪以上ノ面積ヲ備フベシ但シ特別ノ事情アルトキハ十坪ヲ下ニ減スルコトヲ得

屋内体操場ハ生徒数所ニ兼用シ又ハ土地ノ情況ニ依リ之ヲ設ケサルコトヲ得

第三十三条 校具ハ図書、器械、器具、標本、模型及装束等トス

第三十四条 中学校又ハ其ノ分校ニ於テ備フベキ装束ノ種類左ノ如シ

- 一 中学校ニ関係アル法衣
- 二 規則、日課表、教材用図表、習字表及字形監視簿
- 三 職員ノ名簿、履歴簿、出勤簿及退席簿、住居簿目及時間表
- 四 生徒ノ学籍簿、出席簿、身体検査ニ關スル表及教員職務ニ關スル書類
- 五 入学試験及卒業試験ノ問題、答案及成績表
- 六 算盤原簿、出納簿、経費ノ計算ニ關スル帳簿及図表、器械、器具、標本、模型ノ目録
- 七 往復書類

生徒学籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月、入学前ノ学歴、入学、転学、退学、卒業ノ年月日、入学試験ノ有無、転学ノ事由、留校理由、休學入ノ氏名住所等ヲ記載スベシ

第一項ノ装束中生徒学籍簿ハ永久ノ保存シ其ノ他ノ装束ハ五箇年以上ノ保存スベシ

第三十五条 土地ノ情況ニ依リ学校長、倉庫敷地ノ住居ヲ設ケベシ

第三十六条 校舎、寄宿舎ヲ設ケ又ハ之ヲ修繕セントスルトキハ圖面ヲ以テ文部大臣ノ認可ヲ受ケベシ

第三十七条 左ノ各号ノ一ニ修繕スルトキハ校舎ヲ使用スルコトヲ得

- 一 新ニ中学校又ハ其ノ分校ヲ建設スルトキ
- 二 修繕費アリタルトキ

前項第一号ノ場合ニ於テ校舎ヲ使用セントスルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ、第二号ノ場合ニ於テ校舎ヲ使用シタルトキハ修繕ヲ文部大臣ニ届出シベシ

前項ノ規定ニ依リ認可ヲ申請シ又ハ届出シタルトキハ其ノ理由及使用期間ヲ具シ且前条及次条第四項ノ圖面、分修費ヲ添付スベシ

(3) 師範学校中学校及高等女学校建築規則 (明治三二年四月六日文部省訓令第四号)

一 校地ニシテ右列ナル瓦葺、煤煙、塵埃等ヲ発生スル工場、煙突ヲ発生スル礦アル地、電線ナル工場、発電機、劇場、畜舎、火葬場等ニ接近スルトキハ通路上並ニ新生土層等アルヲ以テ校地ノ汚染ヲ防グベシ且通路上並ニ排水溝ヲ設ケル場合ニ於テキ

五箇以上ニ成ルベシトモ二町以上ノ距離ヲ存スベシ

一 校地ノ面積ハ成ルベク広域アルコトヲ要ス然レモ日当リ陰ヲ排水ノ便ヲ有シ乾燥ニシテ健康ニ適スル土地ヲ選フベシ校地内ニ於ケル体操場ノ位置ハ成ルベク校舎ノ南方、西方方、其間若クハ西方ナルコトヲ要ス

一 校地ヲ選択スルニ方リ排水設備ヲ備ヘタル水道ニ依リテ優良ナル水ヲ供給スルコトヲ得ル場合ヲ除ク外ハ其ノ地ノ水ヲ分析シテ飲料ニ適スルベク汚染ノ害ヲ受ケル事ヲ防グベシ且汚染ナル水ヲ飲料ナル水及雑用水ノ供給ニ注意スベシ

井ニハ堅牢ナル井筒ヲ設ケテ汚水ノ浸入ヲ防ギ又井蓋ヲ備フベシ

井流シハ土管ノ如キ不透水物ヲ以テ蓋リ且排水ニ注意スベシ

井ハ匠師、下水、汚穢物等ニ接近セサルコトヲ要ス

一 校地ノ周圍ニハ樹木ヲ植ニ且庭園等ヲ設ケベシ樹木ヲ植ケルトキハ採光通風ヲ妨ケス又校地ヲ陰鬱トラシメサル様注意シ落葉樹、常緑樹ノ交ヘテ栽植シ有毒植物及果樹ノ如クハ之ヲ避ケベシ

一 二町以上ノ距離ヲ保持シテ建設スルトキハ其相互ノ距離ハ建物ノ向ト面尺以上ナルベシ

一 教室ハ成ルベク体操場ノ方面ニ設ケ音楽教室ハ成ルベク他ノ建築ヲ妨ケサル位置ニ設ケベシ

一 教室ノ通天ナルモノハ視力及音聲ヲ害スルノ虞アルニ依リ幅三間乃至四間長四間乃至五間ト為スベシ

天井ノ高ハ表面ヲ距ルコト十尺以上トス

床ノ高ハ二尺以上トシ床下ノ四方ニ風抜ヲ設ケベシ

教室内ノ壁ハ中塗色(灰色淡黄色ノ類)ヲ用フベシ

寒氣烈シキ地方ニ於テハ窓戸及障子ニ重ニシ窓室ノ湿度ヲ為スコトヲ可トス

一 教室ノ天井ノ高ハ表面ヲ距ルコト十五尺以上トス

一 物理及化学及博物(師範学校女子部及高等女学校ニ於テハ理科)ノ特別教室ハ階段階ヲ設ケ平床式ト為スベシ

幅、長さ兩段ノ割合等ハ通常教室ノ例ニ依リ

天井ノ高ハ表面ヲ距ルコト十尺以上トス

階段階各段段ノ高ハ五寸乃至六寸トス

物理化学教室(師範学校女子部及高等女学校ニ於テハ理科教室)ニハ暗室ノ装置ヲ設ケベシ

一 採光窓ノ寸線ノ位置ハ床土二尺七寸乃至三尺(窓數ノ室ニ於テハ此限ニアラス)ニ定メ天井ハ床土九尺以上トシ成ルベク天井ニ接近セシムベシ但シ採光窓ノ上端ハ階段階ノ高さニ代フルコトヲ得

採光窓ハ南方、西方方、東南方又ハ西方ニ設ケ且生徒健康ノ害ヲ与ル採光スルコトヲ常例トス

教室ノ左右側ニ於テハ窓数上ニ於ケル採光ノ反射ヲ防グベシ且黒板ヲ掲ケル壁ヨリ三尺以内ニ窓ヲ附設スベカラズ

教室及講堂ノ採光窓ノ面積ハ成ルベク表面積ノ六分ノ一以上ナルベシ

参考資料

主要科学教育のための設備(省令)

小学校の理科に関する教育のための設備

品目	数量	例示品名
計量器		
長さ測定用具	1個	
体積測定用具	11個	
質量測定用具	25個	電子てんびん、精密はかり
時間測定用具	1個	
温度測定用具	1個	電子温度計
電圧測定用具	15個	電圧計、回路計
実験用器具		
物の置き学習セット	12組	
てこ学習セット	22組	
物の運動学習セット	12組	
空気、水の性質実験用具	11個	実験用シリンダー
光の学習用具	23個	対試実験器、簡易乾燥器
光の学習用具	12個	光線源、簡易明るさ計
光実験器セット	11組	
光電池学習セット	42組	
音の学習用具	24個	音さ、水中スピーカー
磁石学習用具	13個	電磁石応用実験器、電磁用コイル
電気学習用具	33個	電流の発熱実験器、電流源
液体	2個	
薬品運搬装置・棚セット	1組	
実験用運搬台車	1個	
乾燥保管器	1個	
可変電圧器	1個	
水塊発生装置	1個	
水塊発生装置	1個	
自動かきまぜ機	1個	
顕微鏡	84個	双筒式体積顕微鏡
顕微鏡テレビ装置	1個	
定風器	2個	
人体学習用具	23個	頭部計、呼吸モデル実験器
植物学習用具	11個	葉の蒸散作用実験器
天体学習用具	4個	天体投影機、月取鏡
天体観測用具	33個	太陽高度測定器、星の視覚記録器
天象学習用具	22個	星発生実験器、加減器
天象観測用具	12個	風向風速計、気象記録用黒板
天象情報伝送システム	1組	流水の働き実験器、堆積実験装置
土壌学習用具	13個	
岩石標本運搬装置・棚セット	1組	
水質実験用具	1個	比色計

品目	数量	例示品名
気体成分測定用具	12個	検知管式気体構成測定器、砂塵検知器
科学写真撮影用具	1個	
簡易飛行装置	1個	
簡易脱泡処理装置	1組	
安全眼鏡	1個	コンビューア
実験処理顕示装置	13個	実験用スタンド、黒板・黒板用スタンド
実験用具	1個	
製水器	1個	
電子レンジ	1個	
実験用給湯器	1個	
冷凍冷蔵庫	2個	
電気工具セット	1組	
教材製作セット	1組	
ガラス細工セット	1組	
野外観察用器具		
土・岩石採取用具	11個	土壌の計
植物標本セット	11組	双眼鏡
野外生物観察セット	21個	プランクトンネット
微小生物採取用具	3個	
植物標本製作用器具	22個	簡易ミクロトーム
植物標本セット	3組	アクリウムセット
小動物飼育用具	6個	
簡易温室	3個	
水栽培用具	11個	
標本		
岩石・植物標本	44組	土壌、造岩標本
岩石アランパレート	21組	
化石標本	22組	
植物標本	1組	高等植物のさく葉
動物標本	3組	簡易比較標本、分類標本
映写資料セット	1組	ビデオテープ
標本図セット	1組	
模型		
模型模型	1個	地形模型、地層模型
土地模型	4個	簡易の構造模型、人体模型(男女型)
人体模型	41個	花の花粉・つくり模型、葉・茎・根の断面模型
植物模型	7個	発生順序模型、分類比較模型
動物模型	6個	

備考
当数学校における設備の数量は、第3学年から第6学年までの各学年の卒業数の合計が15年度以上の学校にあつては、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

中学校の理科に関する教育のための設備

品目	数量	例示	品名
計量器			
長さ測定用具	2 個	測長用巻尺	
体積測定用具	1 個	積量ばかり、電子てんびん	
質量測定用具	23 個		
時間測定用具	1 個	サーミスタ温度計	
温度測定用具	22 個	温度用前掛け、待電カシ	
電圧測定用具	4 個		
実験機材器具			
力の実験用具	2 個	斜面	
運動の実験用具	6 個	真空落下実験器、ストロボ装置	
仕事とエネルギーの実験用具	24 個	滑車、エネルギー変換実験器	
圧力と大気圧の実験用具	5 個	マブアアルブ半環、真空ポンプ	
熱と放射の実験用具	1 個		
加熱用具	1 個	レーザー光線、光字水素う	
光の実験用具	12 個		
光の反射の実験用具	1 個	赤外線おんき、照射器	
音の実験用具	13 個		
音の実験用具	1 個		
磁気と磁界の実験用具	1 個		
電流と磁界の実験用具	1 個		
電流と磁界の実験用具	31 個	十へり抵抗器、ブラウン管オシロスコープ電源装置	
電流と磁界の実験用具	3 個	二重コイル	
物質とその変化の実験用具	4 個	銅線コイル、クルックス管	
化学変化と質量の実験用具	1 個	液体ちっすろ用測定器、遠心分離器	
化学変化とイオン実験用具	1 個		
電気	87 個	及線実体顕微鏡	
電磁誘起	1 個		
電子式微小電圧計	2 個		
動物観察用具	14 個	及線鏡、スボッチャインテグロスコープ	
土壌生物観察用具	1 個		
天体観測用具	15 個	地球儀、天球儀	
天体観測用具	12 個		
天体観測用具	2 個		
天体観測用具	15 個		
天体観測用具	2 個		
動物観察用具	2 個		
動物観察用具	13 個	たい積実験装置、流水のはたき実験器	
地層たい積実験用具	1 個		
地層たい積実験用具	2 個		
地層たい積実験用具	9 個	気流器、定圧低圧器	
地層たい積実験用具	1 個		
地層たい積実験用具	6 個	顕微鏡	
地層たい積実験用具	3 個	顕微鏡洗浄器、試験管洗浄器	
地層たい積実験用具	42 個	試験スライド	
地層たい積実験用具	23 個	コンピューター・周辺機器、電子OHP	
地層たい積実験用具	1 個		
地層たい積実験用具	1 個		
地層たい積実験用具	3 個		

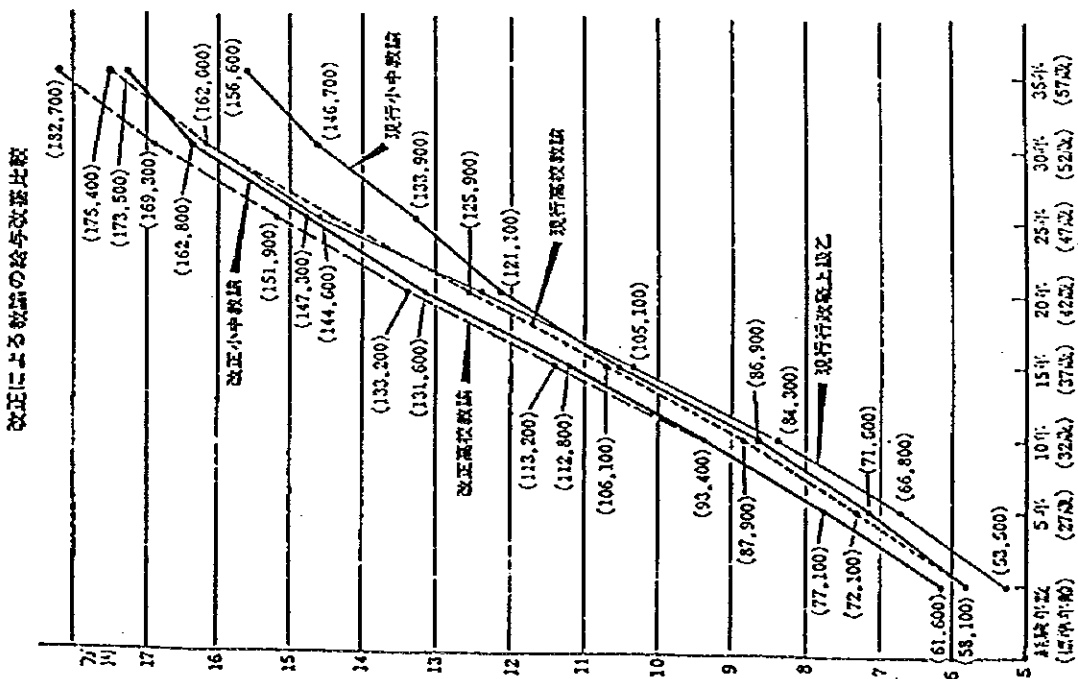
品目	数量	例示	品名
水質実験用具	23 個	濁度水質検査器	
水質成分実験用具	2 個	ガス検知器	
酸性用測定装置	1 個		
質量計	11 個		
ルックス計	1 個		
自然放射線検知用具	21 個	光電管	
新素材実験用具	13 個	オートクレーブ、無菌箱	
バイオ実験用具	1 個		
教材製作セット	1 組		
ガラス組工セット	1 組		
野外観察調査用具			
ハンマー	4 個	拡張用ハンマー、化石ハンマー	
クリノノープ	2 個		
実験鏡	1 個		
動物標本製作用具	1 個		
微小生物観察用具	2 個	岩石標本製作用具	
岩石・鉱物標本製作用具	2 個	植物標本製作用具	
植物標本製作用具	2 個	植物標本製作用具	
生物アプレパレート製作用具	9 組	ミクロトーム	
水生生物飼育セット	2 個	テラリウム	
昆虫飼育用具	1 個		
植物栽培用具	1 個		
岩石標本	4 組	火成岩標本、たい積岩標本	
岩石アプレパレート	11 組		
鉱物標本	2 組	鉱石標本	
化石標本	22 組	動物・植物化石標本	
動物分類標本	3 組	セキツイ動物分類標本、無セキツイ動物分類標本	
動物解剖標本	5 組	セキツイ動物解剖標本、セキツイ動物骨格標本	
動物骨格標本	2 組		
実験標本	1 組		
映像資料セット	1 組		
模型			
気流模型	1 個	地球地形説明模型、地震構造模型	
地形・地質模型	8 個		
鉱物・化石模型	1 個		
動物発生模型	1 個		
植物発生模型	2 個		
人体模型	12 組	人体模型、心臓の構造模型	
植物模型	7 個	被子植物の花の模型、被子植物の体の模型	
分子模型	1 個		
電気回路演習板	1 個		

備考
 当該学校における設備の総量は、第1学年から第3学年までの各学年の卒業数の合計が19年度以上
 の学校においては、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

とるで、図でもわかるが、初任給がとれだけ改定されたかという、大学卒教諭では本作で六一、六〇〇円とされ、六%の引上げとなった。当時一般行政職の初任本作は、上級職乙試験採用者で五三、五〇〇円(七の二)甲試験採用者で五五、六〇〇円(七の二)とされていた。したがって、改正前でも教諭の初任給は高額となっていたのをさらに引き上げたことにより、改正後は上級職乙よりは八、一〇〇円、上級職甲よりは六、〇〇〇円高い額とされたのである。

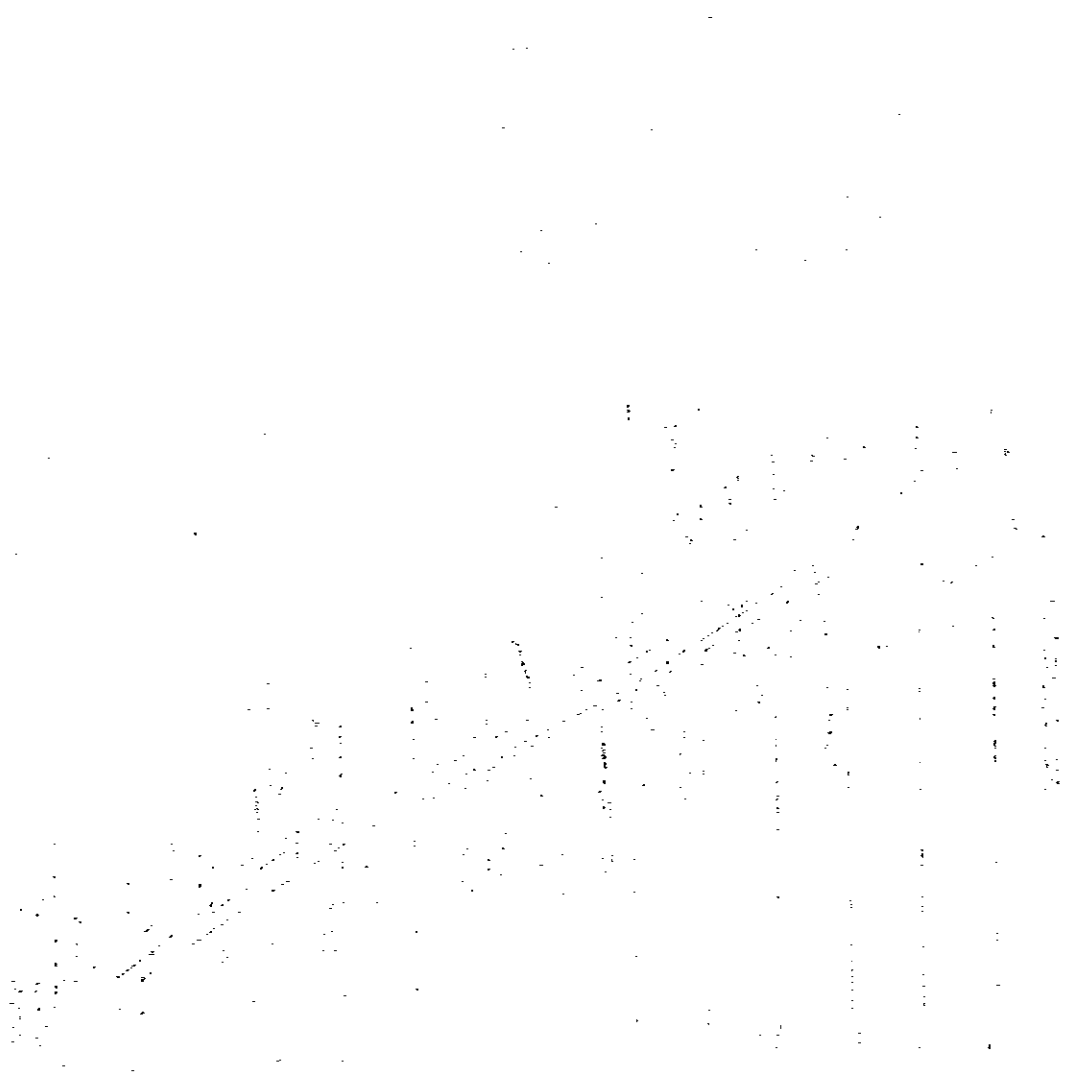
さらに人事院の当時の説明資料によると、この本作のほか、いろいろな付加給を加えると、大学卒教諭の初任給は次のように、大都市では七〇、〇〇〇円を超えることになるといふことであった。

職年数	改小 中 教 諭 (円)	行政職 (円)	格 差 (円)
〇	六一、六〇〇	五三、五〇〇	八、一〇〇
一	五七、七〇〇	六六、八〇〇	一〇、一〇〇
二	五三、八〇〇	八四、三〇〇	九、一〇〇
三	五〇、〇〇〇	一〇四、四〇〇	八、四〇〇
四	四六、二〇〇	一三五、四〇〇	六、二〇〇
五	四二、四〇〇	一四五、七〇〇	一、六〇〇



1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities related to the business. This includes keeping track of income, expenses, and assets. Proper record-keeping is essential for tax purposes and for determining the financial health of the business.

2. The second part of the document outlines the various methods and techniques used to collect and analyze data. This includes both qualitative and quantitative research methods. The goal is to gather reliable information that can be used to make informed decisions and to identify trends and patterns in the data.



1950年代～60年代にかけて相次いで政治的独立を果たした新興諸国は、その後の経済社会発展がうまく進まない原因が、物的資本もそれを使いこなせる人材が揃って初めて生産力たりうるという単純な事実を、今日再確認するようになった。

また、欧米先進国も、物的資本を主とした途上国への経済援助が効果的に進まないことから、改めて人的資本の形成の重要性に気づいている。

こうしたことから、アジアの一角に在って欧米諸国に伍する近代工業国を作り上げた日本、白人以外で初めて近代国家を形成することに成功した日本、しかも、その近代化を僅か100年足らずで成し遂げた日本に対する国際的関心は、戦後の奇跡的な復興とそれに続く高度経済成長によって、一段と高まった。

必ずしも自然条件に恵まれていない日本が、そのような急速な社会経済発展を遂げたのは、何よりも人的資源の開発に格段の力を傾注したからとの見方が有力になっている。

急速な近代化、しかも、人的投資への努力を通じてそれを成し遂げたと見られる点で、日本が開発途上国にとって、一つのモデルになるのではないかと、少なくともその経験が重要な参考になりうるのではないかとというのが、今日の大方向の見方である。

基礎学習の最後にあたり、比較教育学や文化人類学の学際的視点から、顕著な学者の例を参考に外国の日本研究者の目を通し、日本の教育の特質を見てみたいと思う。

このことは、併せて「私案」として此の後提案する教育協力の考え方、前提事項を考察する際の有益な資料にもなりうる。

例1：“Education in Tokugawa Japan” ,1965,Ronald P.Dore,U.K

ロンドン大学で現代日本語を専攻、日本研究の国際的権威の第一人者。1950年東京大学社会学研究所留学。サセックス大学/インペリアル・カレッジ「日本及び国際比較産業研究センター」主宰（ロンドン大学）

顕著な評価項目：

いわゆる日本の近代化の初期条件を果たした教育の特質を、興味深くかつ説得力のあるタッチで分析している。

- ①初歩的にせよ江戸期において教育訓練が広範に普及し、多くの人々が多少とも意図的・組織的な学習を経験していた。それよりも一歩進んだ教育訓練に対応するのを容易にした（教育訓練を受けることへのレディネスを培った）こと。
- ②教育達成動機が国民共通の精神文化として定着し、多くの人々を立身出世の競争に積極的に参加させることが可能であり、広範な人材を登用することに役立ったこと。
- ③“読書算”能力の普及により維新政府の新しい政策を国民が素早く理解し、受け入れること（行政コミュニケーション）を容易にしたこと。
- ④武士階級の儒教を軸とする藩境を超えた知的交流や全国共通の文化は、明治期の指導者が地域割拠主義を脱却して、民族国家の形成に邁進することを可能にしたこと。
- ⑤流動性の高い徳川社会は、私塾等教育機会をオープンにし、階級間も比較的容易に乗り越えられ、明治期における国民教育制度の確立を容易にしたこと。
- ⑥上下に秩序を重視する儒教（朱子学）道徳の階級を超えた定着が、階級間の敵対感情を緩和し、人民間の不満や反抗を助長することなく教育を普及できたこと。
- ⑦永年に亘る中国文化の吸収は、西洋文化の吸収や科学技術を骨身を惜しまず学ぶこと、謙虚に教えを乞うことに習熟せしめていたこと。
- ⑧儒教は、その個別主義的倫理観にも拘わらず普遍主義的な性格を有し、客観的な基準に基づく業績志向を強化したこと、個人的成功と集団目標の達成を調和させ、秩序ある

競争を可能にするイデオロギーであったこと。

例2 "Society and Education in Japan", 1965, Herbert Passin, Columbia University

文化人類学的視点からの日本研究の権威。第二次大戦中の日系人収容所勤務歴。1945年から51年末までの6年間、占領軍の一員として、民間教育情報局の分析調査班スタッフ。日本滞在は通算20年に及び、教育のみならず農村社会と教育との関連をテーマにしている。メキシコ・インド・韓国・西アフリカといった途上国・中進国でのフィールドワークも精力的である。

教育の近代化に関する日本の経験が、現在の発展途上国にとって如何なる意味を持っているのか、両者の環境条件はどのように異なっており、従って日本モデルはどこまで有効かという点に参考となるものがある。

(結論/総括)

☆日本の経験は、途上国にとって大変有益ではあるが、モデルにはなり得ない。

①途上国は、日本が達成した教育の近代化(明治期に文盲を解消)に50年間かかった(このこと自体は、西欧に比較して驚くべき速さ)が、これでは遅すぎる(日本を上回るスピードで近代化を達成したい)と考えている。

②日本は、人種・言語・宗教など違いが極めて少ない(ホモジーニアス)・幕藩体制のもつ中央集権的国家機構的機能、活発な経済活動システム・民間教育施設の普及と高い文化性を保有するなど、途上国に比較してはるかに有利な近代化の条件をもっていた。

③途上国において、近代教育制度を発展させる上で当面している困難さは、財政負担と卒業生の雇用機会の確保である。

日本は、近代化を開始した時期は身分社会的要素が色濃く、中等高等教育の機会をごく少数のエリートに限定することでこれに対応できた。ポピュリスト的風潮の強い途上国では、そうした方策はとれない。

◇前世紀の日本と途上国とは著しく事情を異にする点があり、日本にとって適切であった方策が、現在の途上国に相応しいものとは言えない。また、日本の選択した方策が、当時の日本にとって最良のものであったとも断言できない。模倣できるのではなく、教訓を慎重に引き出すべきである。途上国の日本理解が先ず必要である。

◎ "post hoc, ergo propter hoc" の誤謬(機械的因果関係論)の回避が必要である。急速な教育の近代化→急速な経済自立・成長、修身教育→節約勤勉(社会規律)→国民の高い貯蓄性向→経済成長といった図式は、根拠不十分。

◎教育計画は一種の"賭"であり、しばしば予測を誤る。教育は、将来を見越しての先行投資であって、早急な成果は得られないもの、教育が経済発展に寄与できるのは、技術・技能の直接的な供給よりも、寧ろ国民の全般的な資質の向上を通じてである。

①途上国はおしなべて社会経済発展に必要な人材を、どのようにして計画的に養成するかに苦慮している。しかし、教育の成果は早くも10年、時には25年も経てようやく実るものであり、変貌する労働市場にびったり適合するような人材養成計画を策定することは、本来不可能に近い。

②日本の国民の高い技術水準が学校教育(技術教育)や職業訓練の結果であるという証拠はどこにもない。学校で得た技術・技能は実用の段階になって時代遅れになっていたり、余りに特殊過ぎて訳に立たないことが少なくない。

企業は此の点をよく心得ていて、学校教育に求めるのは職業上の知識・技能よりも寧ろ全般的な教養と柔軟な適応力の育成であり、適切な基礎学力とパーソナリティ特性さえ十分であれば、必要な職業訓練は企業の手で行える。

例3 "Education and Equality in Japan", 1980, William K. Cummings, Princeton

University

我が国でベストセラーになった「ジャパン・アズ・ナンバーワン」(エズラ・ボージェル)の教育に関する部分の記述者、ハーバード大学教育大学院国際教育室長、アジアの近代化・日本研究の国際的権威

学校教育による社会変革の可能性の実証が、彼のテーマ(米国は悲観的)であった。

日本の教育の特色:

- ①教育に対する多様な国民的関心の存在と、これを高める文部省と日教組の確執
- ②日本の学校教育は安上がり(納税者負担を低く押さえている、教員当たり生徒数が多いことと、これを可能にする態の行き届いた生徒及び献身的教師)
- ③学校諸条件の均等化が徹底している(大幅の国庫補助による財源調整/義務教育費・教員の質・就学奨励策の格差はない)
- ④学校教育の要求水準が高い(内容的に幅広く、レベルの高いカリキュラム、教科書検定・教材基準/国庫補助)
- ⑤学校が教育活動の単位になっている(統一体としての学校機能の統合)
- ⑥教員の身分保障は厚く、献身的・良心的(社会的尊敬と終身雇用の典型、自立的活動・職員会議)、公平な教育活動(学力遅進児対策・生徒の成績によるランクづけを忌避等)を展開
- ⑦全人教育・道徳教育を重視(小学校では特に低学年では学習の進度よりも、学習に児童が参加できる動機付け、適応を促す指導を寧ろ重視)

◇敗戦と占領政策による教育制度の抜本的改革と平等主義を飽くまで実現しようとする強力な教職員団体の出現が、教育による社会改革を可能にした。

(此の見解には、自由・平等主義の戦前からの存在やエリート選抜主義自体は業績主義に基づく公平さの現れ、日教組のみならず行政当局もこれらの考えを推進したこと等、多くの疑問を呈する国内の教育学者がいる。)

↓
この教育的特質は日本の平等主義の現れ

～教育勉強会を終えて～（感想等）

勉強会にこれまで参加された職員に皆さんの忍耐力に依拠し、このアンケート調査にご協力願えるものと期待しています。忌憚の無い所を教えてください。

1. 勉強会で取り上げた内容について（理由もできればお願いします。）

①興味関心を持ったもの

②余りピンと来なかったもの

③他にもっと取り上げて欲しかったもの

2. 勉強会の進め方について（理由もできればお願いします。）

①満足であった

②不満であった
（仕事が忙しくて十分参加できなかったこと）

（一方的過ぎて意見交換ができなかったこと）

（その他）

3. 勉強会の今後の生かし方について（自由にコメントして下さい）

～開発途上国への教育協力の在り方について～

平成9年2月26日

この勉強会を締め括るに当たり、もう一度その趣旨を思い出して下さい。

それは、開発途上国への教育協力の必要条件として、先ず日本の経験を思い起こし、これを「援助財（材ではない）」として応用できるところまで持って行ける道筋を明らかにすることにあつたと思います。

ところが、勉強会を重ねれば重ねる程、我が国が有する文教政策の経験の特質が、何か「特殊」なものと評価され、「到底我々が想定する「教育協力」に生かせる「代物」ではないように思われてならない。」という声も聞こえて来そうです。

“教育のないところに（共通項の見えない条件下では）抑々教育協力は成り立たない”、“必要性は認められるが方法が見つからない”、“外交的ポーズとしてのスローガンはあっても内容に専門性・科学的合理性が不毛”という焦慮も窺えます。

しかし、教育が本来“自主的・自律的に、直接ヒトがヒトに働きかけて行う”というその営みの特性から目を逸らさず、専門科学的な知見と、ヒューマニズムに支えられた教育協力の展開を正面に見据える、我々にはそうした姿勢が欠かせないと考えます。

今回の勉強会も、こうした文脈の中で拙いなりに細やかな一石を投じるものであれば、十分所期の目的を達したものと自負しております。

そこで、これまでの学習を踏まえ、今後の教育協力を考えるに当たって少しばかりでも配慮した方が望ましい事項や、協力の方向を検討する場合の些かの参考にでもなればと思ひ、私案という形でこれらのことを、以下の通りまとめてみました。今後も引き続き研究と実践を重ねられるものと期待される皆さまに、少しでも役立つ資料になればと願っています。

最後に多忙の中時間を割き、また辛抱強く静聴して頂いた熱心な“聴講生”の皆さまに敬意と御礼を申し上げたい気持ちで一杯です。有り難うございました。

〔 私 案 〕

（前提事項）

- (1)教育協力のカテゴリーを初等・中等教育、障害児教育及びノンフォーマル教育（識字、遠隔教育）とすること。
- (2)明治以降の近代化に果たした我が国公教育制度の歴史的経験から（狭義の技術そのものとは区別して）示唆をうるものを「技術移転財」として生かしうる内外の諸条件を十分検討した上で、その可否や適正な移転の諸形態を決定すること。
- (3)援助形態の技術的判断基準としては、対象国に教育の近代化を可能とする政治的、経済的、教育的な初期（先行）条件がそれぞれ存するものとし、特に教育と社会・経済的活動との関連性を重視した視点から、これらを総合的に吟味して行うこと。
- (4)援助の具体化に当たっては、現在の日本が有する技術レベルに拘泥せず、対象国にとつ

て適正レベルの協力内容を日本の過去の経験（技術）をも歴史的に再評価しつつ、諸外国の経験や今後の援助と適切に組み合わせて効果的に行えるよう特定すること。

(5)教育協力は、教育の持つ特質から自ずと長期的／総合的な方法を探らざるを得ないと考えられる。

従って、必要に応じ援助の継続性・金額・スキームの形態・実施機関等について既存の援助制度のこれまでの成果を踏まえつつその枠に拘泥しない、柔軟な（特別の）方式を適宜導入できること。

(6)協力の企画・調査段階から、ノウハウ及び援助財（技能、実施責任体制を含む。）を有する専門的機関（文部省その所管機関、民間研究所、NPO等を含む。）の参画の在り方を工夫すること。

合わせてローカルスタッフの適材確保を始め、JICAの現地事務所の調査・企画能力の格段の強化が不可欠であること。

※教育協力の前提として絶対に忘れてはならないものでありながら、教育の特異性ともいうべきものがあり、以上の基本的な前提事項とはやや異質な範疇に入るものと考えられるので、これを別に取り出して明記します。

それは、一言で言えば教育協力の持つ「文化的側面」であり、“情けは他人（ひと）の為ならず”という諺に端的に象徴される意義を有することに思いを致して頂きたいのです。もっと言えば、教育協力を通じて日本の子どもたちが変わって行く、教師が国際協力のこうした意義に確信を持つ、そういった公的活動の効果を下敷きに今後のJICA協力は工夫されて行くもの（開発教育はその萌芽的なもの）と期待しています。

援助活動の成果の国内への還元を念頭に、一体的な効果を狙った「教育協力」の強化こそが、これからのJICAの援助哲学（要諦）にならねばと思います。

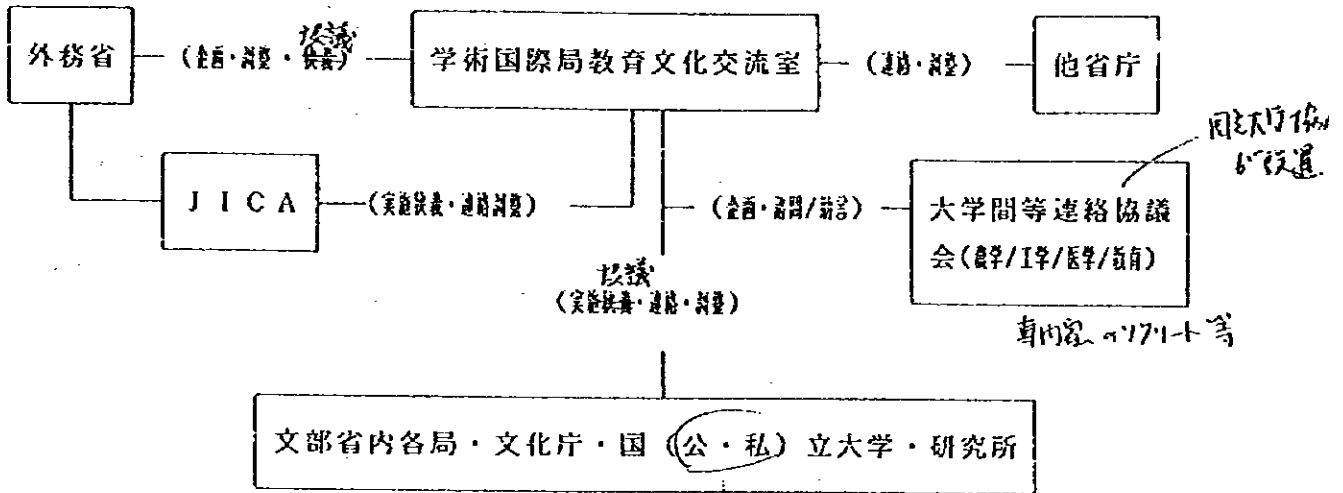
（援助形態／国内支援組織マップ）

以上の前提事項を踏まえ、援助の形態を大まかに分類し、これに必要となる援助技術の内容及び国内支援の手掛かりとなると思われる国内組織・機関を取り合えず例示的に文部省及びその所轄機関を中心に見てみよう。

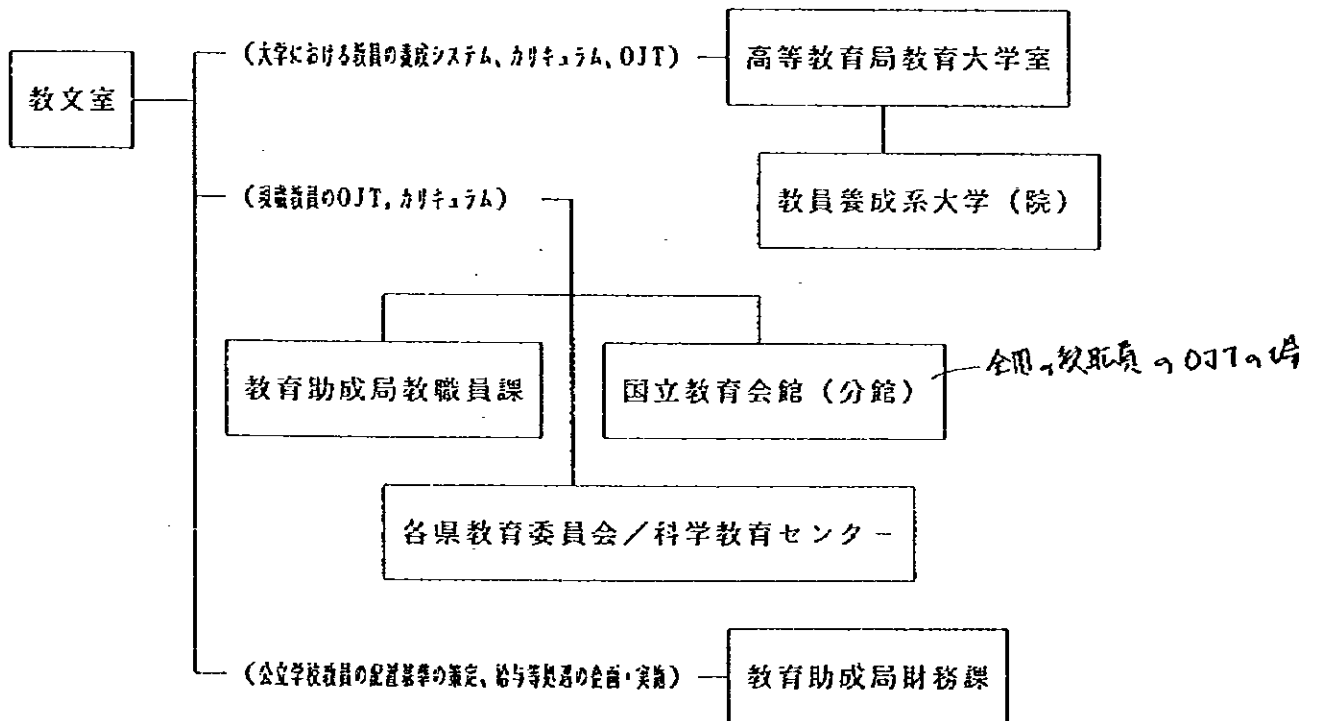
なお、援助の形態も飽くまで例示的に取り出したものであり、その分類（類型）が妥当であるかは、更に検討されるべきものであることを断わっておく。

（次頁参照）

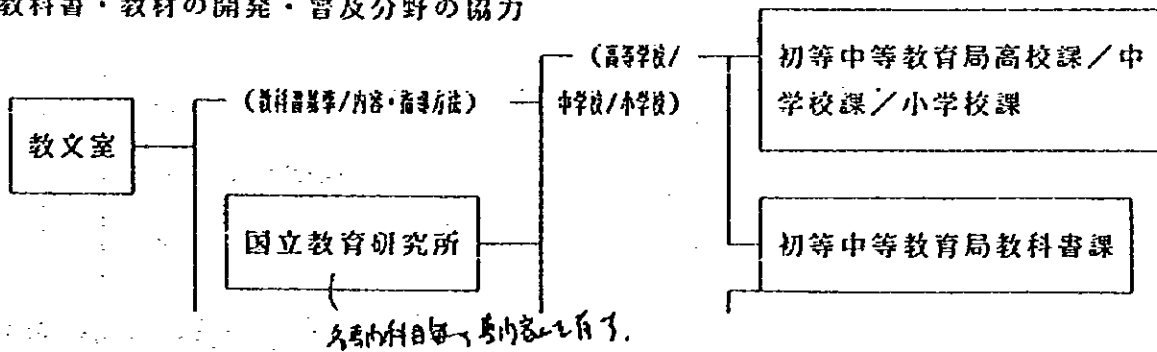
1. 教育協力の全般の企画・調整（2 国間教育協力の文部省内総括／調整）

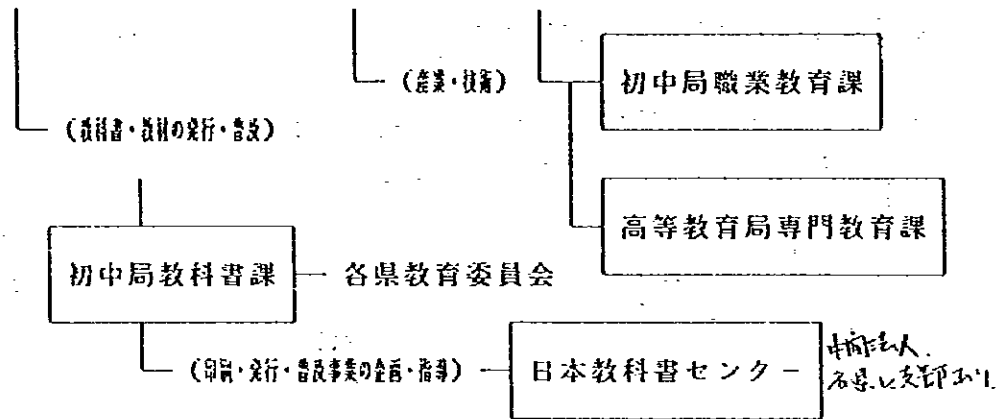


2. 教員養成分野の協力

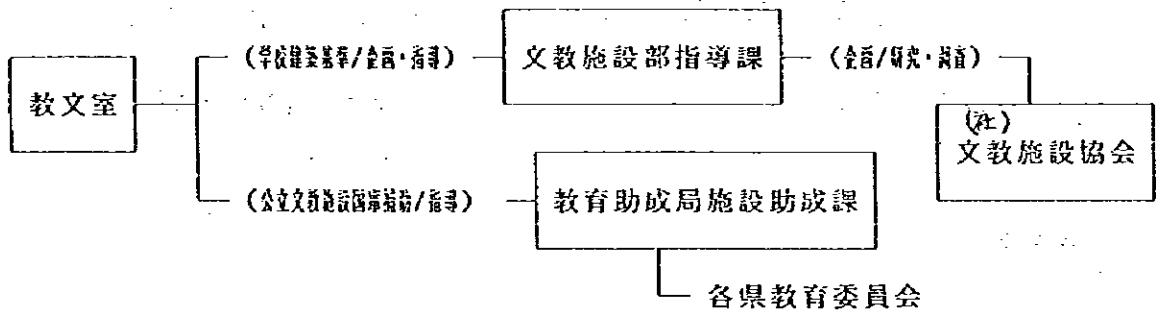


3. 教科書・教材の開発・普及分野の協力

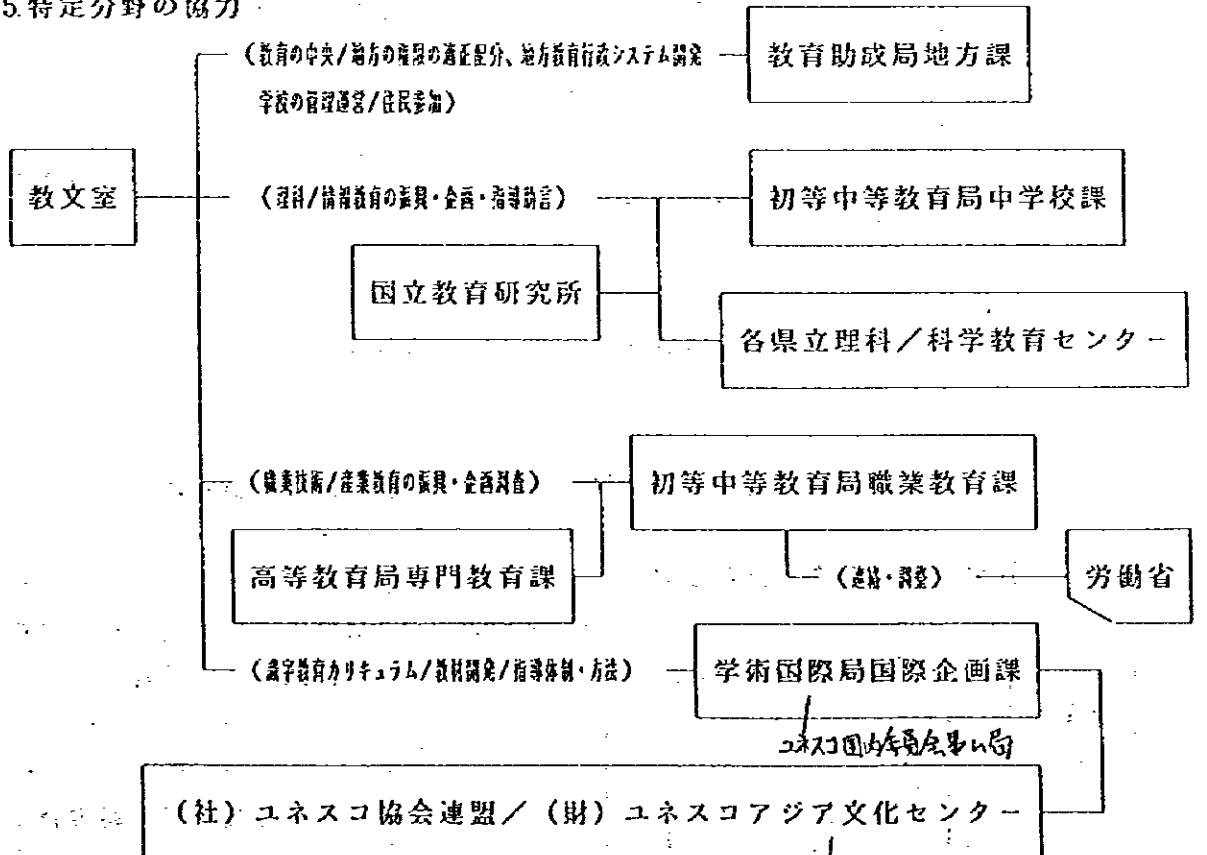




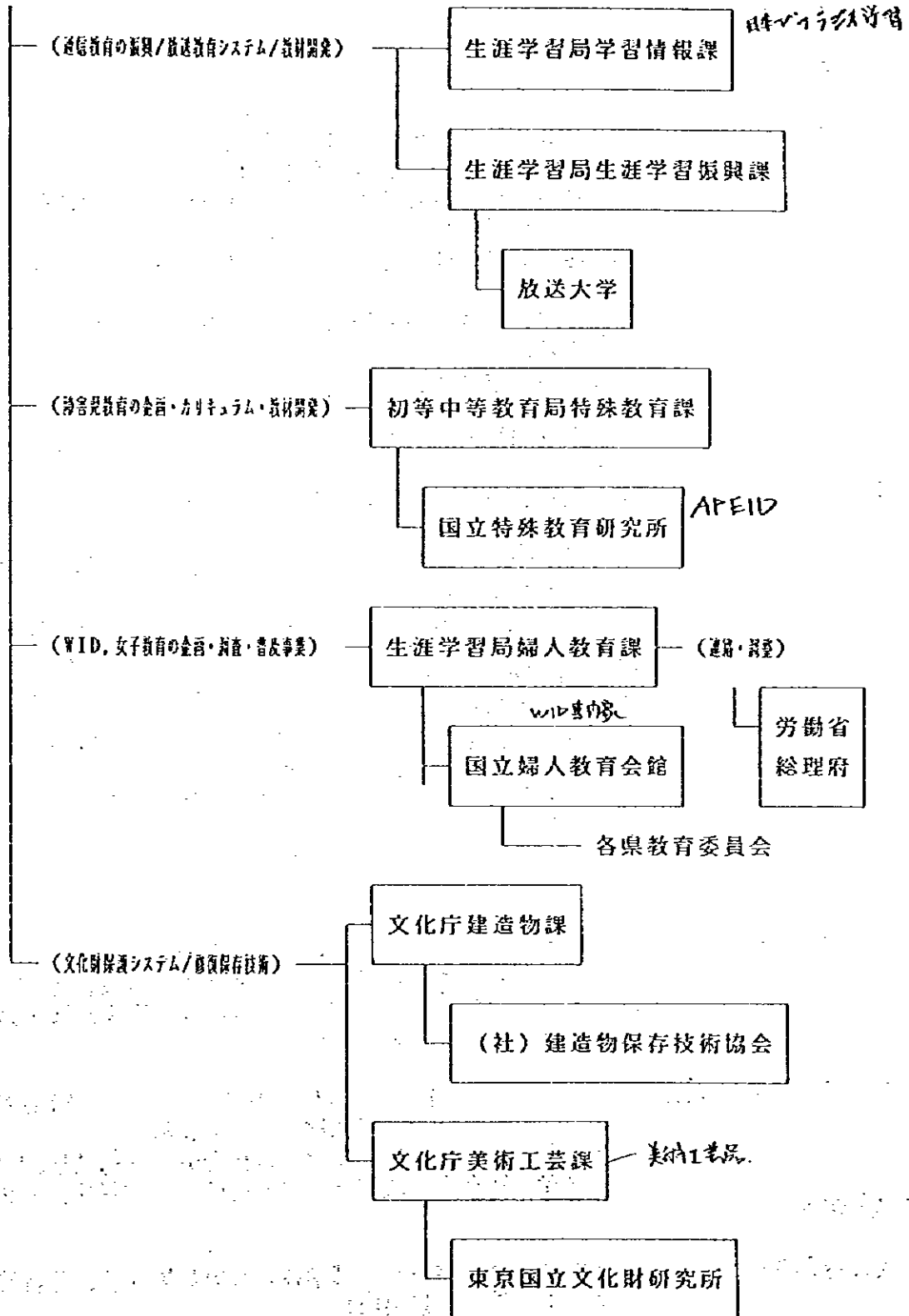
4. 学校建設・設計（基準／困障補助）分野の協力



5. 特定分野の協力



(前頁続き)



平成9年2月26日

参考図書一覧

教育計画関連：

- 人材開発政策・・・①「20年後の教育と経済」（経済審議会長期展望部会編【日本経済の長期展望】1960年9月）
②「経済成長と教育政策」（「20年後の教育と経済」1961年11月東洋館出版社）
③「能力開発の問題点」（「学校経営」第一法規出版社、1961年9月）
- 教育政策の課題・・・①「長期教育計画の未来図」（「内外教育」時事通信社、1963年1月）
②「雇用政策と教育政策」（「エコノミスト」毎日新聞社、1967年10月）
③「人材開発と高等教育」（「教育の時代」東洋館出版社、1963年3月）
- 教育計画論・・・①「教育計画の社会的基礎」（「講座教育社会学第6巻」1955年、東洋館出版社）
②「経済発展と教育」（ハルゼー他、清水義弘監訳、東京大学出版会1964年）
③「経済発展と人間能力の開発」（F.ハーピソン・C.マイヤーズ川田寿他訳、ダイヤモンド社、1964年）
④OECD「低開発国の教育投資」（清水義弘監訳、東京大学出版会1964年）
- 教育計画概論・・・①「教育計画/経済発展と教育政策」（「清水義弘著作選集第4巻、第一法規出版社、1978年）
②「教育計画」（「教育学叢書4」、清水義弘・天城勲編著、1968年）

日本の教育近代化関連：

- 教育近代化概論・・・①「日本近代教育史」（仲新監修、講談社、1973年）
②「現代教育の思想と構造」（堀尾輝久、岩波書店、1971年）
③「近代化と教育」（「教育学大全集3、麻生誠著・第一法規出版株式会社、1983年）
- 人的資源（企業/教育）・・・「学校と工場」（20世紀の日本～1～、猪木武徳、読売新聞社、1996年）
・・・「立身・苦学・出世－受験生の社会史」（講談社、1991年）
・・・「学歴の社会史－教育と日本の近代」（新潮社、1992年）

教師論関連：

- 教員養成概論・・・①「教員養成の歴史」（「学校の歴史」第5巻、仲新監修・1979年、第一法規出版）
②「日本近代教育百年史」（全10巻、国立教育研究所編、1974年）
③「教員養成の歴史と構造」（「日本の教師」6、明治図書、中内敏夫/川合章、1974年）

学校・教材関連：

学校史・・・「近代学校の成立過程の研究」（荒井 武、お茶の水書房、1986年）

学校・教材基準の歴史：

- ①「学校施設の歴史と法制」（喜多明人、エイデル研究所、1986年）
- ②「日本学校建築」（菅野誠・佐藤譲、文教ニュース社、1983年）
- ③「日本学校建築史」（菅野誠、文教ニュース社、1973年）

教育制度等比較論：

- ①「教育システムの日本の特質」（市川昭午、教育開発研究所、1988年）
- ②「世界の学校ー比較教育文化論の視点にたってー」（二宮福村出版、1995年）

（洋書）

- The Japanese School : Lesson for Industrial America,1986,Benjamin C.Duke（日本語訳、国弘正雄・平野勇夫「ジャパニーズ・スクール」1986年、講談社）
- Schooldays in Imperial Japan : A study in the culture of a student Elite,1980, University of California（日本語訳、森敦、「友の憂いに吾は泣くー旧制高等学校物語、講談社・1983年）

日本教育制度通史： 「学制80年史」・「学制100年史」（国立教育研究所編）

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is crucial for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent and reliable data collection processes to ensure the validity of the results.

3. The third part of the document describes the different types of data that are collected and how they are used to inform decision-making. It notes that a combination of quantitative and qualitative data is often used to provide a comprehensive view of the organization's performance.

4. The fourth part of the document discusses the challenges and limitations of data collection and analysis. It identifies common issues such as data quality, bias, and incomplete information, and offers strategies to address these challenges.

5. The fifth part of the document provides a summary of the key findings and conclusions of the study. It reiterates the importance of data-driven decision-making and the need for ongoing monitoring and evaluation of the organization's performance.

6. The sixth part of the document includes a list of references and a bibliography. It cites various sources of information used in the study, including academic journals, books, and industry reports.

7. The seventh part of the document contains a list of appendices and supplementary materials. These include additional data, charts, and tables that provide further detail and support for the findings presented in the main text.

8. The eighth part of the document is a concluding statement that summarizes the overall purpose and objectives of the study. It expresses the hope that the findings will be useful and informative to the organization and its stakeholders.

9. The ninth part of the document is a list of acknowledgments and thanks. It expresses appreciation to the individuals and organizations that provided support and assistance throughout the course of the study.

10. The tenth part of the document is a list of contact information and a disclaimer. It provides details on how to reach the author and includes a statement of liability for the accuracy and completeness of the information presented.

JICA